

## 行政常任委員会

令和 3 年 3 月 1 5 日（月）

午前 1 0 時 2 9 分 開 会

○南委員長 おはようございます。

それでは、ただいまより行政常任委員会を開催させていただきます。

本日、朝早くから旧飛鳥幼稚園、そして、今度墓地の移転場所の視察をしていただきまして、ありがとうございました。

また飛鳥幼稚園のほうにつきましては、全ての議案審査が終わった後に、一度、市民サービス課に入ってください、1 回話し合いを持ちたいと思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

それでは、早速ですが、福祉保健課の所管の議案第 6 号から説明をお願いいたします。

本日の欠席者は高村委員で後刻出席の予定です。

それでは、よろしく申し上げます。

○内山福祉保健課長 福祉保健課でございます。よろしく願いいたします。

それでは、議案第 6 号、尾鷲市成年後見制度利用促進協議会設置条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の 4 ページ、5 ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

本条例は、成年後見制度の利用に関する法律において、本制度の利用の促進に関する基本的な計画を定めるよう努めるとともに、基本的な事項を調査審議するため、合議制の機関を置くよう努めるものと定められていることから、尾鷲市成年後見制度利用促進協議会を設置しようとするものでございます。

これまで、司法書士会や社会福祉士会、また、社会福祉協議会、あるいは家庭裁判所など定期的に検討会を開催し、成年後見制度利用に関する事例の検討を重ねてまいりました。

今後、高齢化が進む本市におきましては、制度の必要性が高まってきており、さらに本制度を広く周知するとともに、関係機関との連携を強化し、支援体制を充実させるため、合議制の機関として尾鷲市成年後見制度利用促進協議会を設置しようとするものでございます。

まず、第 1 条、設置といたしまして、成年後見制度の利用に関する法律第 1 4 条

第2項に基づきまして、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調整協議するため、尾鷲市成年後見制度利用促進協議会を設置するものでございます。

第2条、協議会の所掌事務といたしまして、成年後見制度の利用促進に関することをはじめ、法律に規定する利用促進基本計画の策定や、権利擁護に関することとでございます。

第3条、組織といたしましては、定員は10名以内とし、第1号から第4号の者で組織をいたします。

第4条、委員の任期は3年とし、第5条（会長及び副会長）は、会長及び副会長の職務等とございまして、第6条は協議会の開催等について定めてございます。

第7条の意見聴取等につきましては、委員以外の者を出席させ、説明や意見、資料提出について定めております。

6ページを御覧ください。

第8条、秘密の保持は、職務上知り得た情報について定めており、第9条、庶務につきましては福祉保健課が担当し、第10条、委任につきましては条例に定めのない事項についての取扱いについて定めてございます。

附則1につきましては、本条例の施行期日を本年4月1日とし、2につきましては、本条例で定める協議会委員の報酬につきまして、尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、6,600円と定めるものでございます。

以上が尾鷲市成年後見制度利用促進協議会設置条例の制定についての御説明でございます。

- 南委員長　　ありがとうございます。ただいまの議案第6号について、御質疑のある方ございませんか。
- 楠委員　　第3条の組織なんですけど、委員会とか協議会でいろんな尾鷲市の内容を見ていると、同じ方が幾つの会議にも重複しているってことはあるんですけど、この辺はちょっとそろそろ改めて、新しい方を入れていろんな意見を聞いていくってことが必要じゃないかと思うんですけどいかがでしょうか。
- 内山福祉保健課長　　今回の後見制度の利用促進協議会につきましては、特に高齢者の方、あるいは障害者の方を対象としておりまして、ここにあります条例第3条第2項第1号から4号までちょっと御説明させていただきますと、まず、第1号につきましては、この制度に関し識見を有する方ということで、裁判所の支部の方とか、司法書士の方、あるいは、2号に関しましては社会福祉士の方ということで、

第3号につきましては、関係行政機関に属するという事で、私ども市の職員と考えています。

それから、あとその第2号の社会福祉関係に関するものにつきましては、社会福祉士のほか、高齢者を主管する地域包括支援センター、あるいは障害者を担当する障害者就業生活支援センターの方、あるいはきほく日常生活自立センターの方といったことで、特に、社会福祉に常日頃、業務に従事している方をお願いしようと思っています。

また、4号につきましてはその他市長が必要と認める者ということで、日頃、ケースワーカーさんだったりとか、ケアマネジャーさんだったりとかということで、ある意味専門職の方の集団ということで組織しようと思っております。ただ、様々な、こういった方については当然、専門知識を持っている関係で、ほかの委員会にも、当然委員さんとして選任されていることが多かろうと思いますけれども、特にこの制度については(1)の、裁判所であったりとか司法書士さんであったりとか、そういった方についてはほかの組織に属しているような方ではないのではないかというふうに考えています。

○南委員長 他にございませんか。

○小川委員 これ、この制度を利用したい方が相談に持っていくの、これ、福祉保健課に相談を持って行けばいいってことなんでしょうか。

○内山福祉保健課長 この件に関してはこれまでも、これまでも、尾鷲市とか社会福祉協議会とか、あと先ほど申しました社会福祉士の方とあって、それぞれ窓口としては、市民の方々、極力相談しやすい形を取りたいなとは思っております。今までもそれぞれの問合せがございました。

今後、この協議会が、今後進化というか進展していく段階にあっては、もっと精度の高い組織を形成しようとは思っているんですけども、今のところ、尾鷲市役所でも大丈夫ですし、社協さんでも大丈夫ですし、あるいは、まずは窓口でケアマネジャーさんに御相談いただいて市へつないでいただくということで、極力その窓口は広めに作って事務局は福祉保健課に置くと、そういった形を取ろうと思っています。

○小川委員 それともう一点、これ利用する場合、市長申立てにするのか本人の申立てにするのか。あと、後見人の報酬ですよね、あれを補助金についていたんかな、ついていない人はどうするのかと、そういう相談も協議会が決めるということなんでしょうか。

○内山福祉保健課長 その点については担当の主幹のほうから御説明申し上げます。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長 そうですね、これまでも協議会という名前ではなかったんですけれども、定期的に司法書士さんであるとか社会福祉士さん、そういった方が集まって、ケース会議を実施しまして、その方の支援というのを検討しておりました。で、協議会という正式な組織をされた後も、ケース会議のような形でその方の支援というのは具体的に詰めていきたいと考えています。

○小川委員 報酬でというと低所得者というか、お金のない方は、その報酬も尾鷲市が補助するということなんでしょうか。

○内山福祉保健課長 再最終的に、御本人が御負担できる状況であれば、御負担を願うわけですが、そういった状況でない方は市のほうで負担するというところで、これまでも予算化をして、そういった体制は取っているんですけれども、事例といたしましては、市のほうで負担したことは今まではございません。本人さんの最終的な負担となっています。

○南委員長 よろしいですか。  
他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、他にないようですので、続きまして議案第16号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算(第11号)のほうの説明を求めます。

○内山福祉保健課長 それでは、議案第16号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算(第11号)の議決についてのうち、福祉保健課に関する予算につきまして御説明申し上げます。

まず歳入から御説明いたします。

予算書の12、13ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生負担金2万6,000円の減額は、2節障害者福祉負担金2万6,000円の減額で、紀北地域障がい者福祉計画策定事業他町負担金2万6,000円の減額は、計画策定の委託料の額の確定によるものでございます。

2目衛生費負担金11万円の減額は、1節保健費負担金11万円の減額で、各種がん検診自己負担金11万円の減額につきましては実績見込みによるものでございます。

次ページを御覧ください。

次に、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金941万5,000円の増額は、1節社会福祉負担金234万2,000円の減額で、障害者自立支援給付費等国庫負担金234万2,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、各サービスの利用者が減少したことによるものでございます。

2節児童福祉費負担金1,322万9,000円の増額のうち、児童保護措置費負担金1,351万5,000円の増額は、国庫負担金の補助率の変更に伴う増額で、母子生活支援施設入所措置費負担金7万6,000円の減額は、入所世帯数の実績見込みによるもので、子育てのための施設利用給付交付金21万円の減額は、施設の利用児童の実績見込みによるものでございます。

3節生活保護費負担金147万2,000円の減額は、生活扶助費等国庫負担金147万2,000円の減額で、入居者の減によるものでございます。

次に、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金88万6,000円の減額は、1節社会福祉費補助金88万6,000円の減額で、地域生活支援事業費等補助金88万6,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、支援移動事業等の利用者が減少したことによるものでございます。

次ページを御覧ください。

次に、15款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金1,097万9,000円の減額のうち、福祉保健課分は、1節社会福祉負担金335万円のうち、三重県障害者自立支援給付費等負担金117万1,000円の減額で、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、各サービスの利用者が減少したことによるものでございます。

2節児童福祉負担金742万9,000円の減額は、児童保護措置負担金728万6,000円の減額で、県負担金の補助率の変更に伴う減額で、母子生活支援施設入所措置費負担金3万8,000円の減額は、入所世帯数の実績見込みによるもので、子育てのための施設等利用給付費県負担金10万5,000円の減額は、施設利用児童の実績見込みによるものでございます。

次に、2項県補助金、2目民生費県補助金664万1,000円の減額は、1節社会福祉費補助金585万9,000円の減額で、心身障害者医療費補助金258万8,000円の減額は、実績見込みによるもので、三重県障害者自立支援給付費等補助金44万3,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、移動支援事業等の利用者が減少したことによるものでございます。子ども医療費補助金282万8,000円の減額は、医療費助成金の実績見込みによるものでござ

います。

2節児童福祉費補助金46万5,000円の減額は、一人親家庭医療費補助金46万5,000円の減額で、医療費助成金の実績見込みによるものでございます。

3節地方改善事業補助金31万7,000円の減額は、隣保館運営費補助金31万7,000円の減額で、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、人権講演会等事業を中止及び縮小したことによるものでございます。

次に、3目衛生費県補助金69万2,000円の増額のうち、福祉保健課分は、1節保健費補助金10万円の減額で、健康増進事業補助金10万円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、健康ハッピーデーを中止したことによるものでございます。

次に、歳出でございます。

30、31ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費538万8,000円の減額は、細目障がい者福祉一般事務費5万5,000円の減額で、紀北地域障がい者福祉計画策定委託料5万5,000円の減額は、委託料の額の確定によるものでございます。

次に、細目医療給付費517万6,000円の減額は、心身医療費助成金517万6,000円の減額で、心身障害者医療費の実績見込みによるものでございます。

次に、細目在宅援護事業15万7,000円の減額は、在宅援護事業委託料15万7,000円の減額で、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、利用者が減少したことによるものでございます。

次に、3目自立支援給付事業645万4,000円の減額は、細目介護給付・訓練給付費468万3,000円の減額で、短期入所事業費83万9,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、利用者が減少したことによるものでございます。自立訓練給付費354万4,000円の減額及び就労定着支援事業費30万円の減額は、利用対象者の実績見込みによるものでございます。

次に、細目地域生活支援事業費177万1,000円の減額は、移動支援事業委託料101万1,000円の減額。次ページを御覧ください。社会参加促進事業委託料37万5,000円の減額、日中一時支援事業委託料38万5,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、利用者が減少したことや、事業を中止したことによるものでございます。

次に、4目老人福祉費436万5,000円の減額は、細目老人福祉施設援護事

業 4 3 6 万 5, 0 0 0 円の減額で、委託料の養護老人ホーム聖光園指定管理料 2 9 0 万 8, 0 0 0 円の減額は、入所者の実績見込みによる減額でございます。扶助費の老人福祉施設入所者措置費 1 4 5 万 7, 0 0 0 円の減額は、入所者が途中退所をしたことによるものでございます。

次に、6 目子ども医療費 6 6 0 万円の減額は、細目子ども医療費助成事業 6 6 0 万円の減額で、医療費助成金の実績見込みによるものでございます。

次に、2 項児童福祉費、2 目児童措置費 2 7 1 万 1, 0 0 0 円の減額は、細目保育所事業 2 5 6 万円の減額で、扶助費の保育所運営費 2 1 4 万円の減額は、運営費の実績見込みによるもので、認可外保育等利用料 4 2 万円の減額は、利用者の実績見込みによるものでございます。

次に、細目母子生活支援事業 1 5 万 1, 0 0 0 円の減額は、扶助費の母子生活支援施設入所措置費 1 5 万 1, 0 0 0 円の減額で、入所世帯数の実績見込みによるものでございます。

次ページを御覧ください。

次に、3 目母子福祉費 9 2 万 8, 0 0 0 円の減額は、細目一人親家庭等医療費助成事業 9 2 万 8, 0 0 0 円の減額で、扶助費の一人親家庭等医療助成金 9 2 万 8, 0 0 0 円の減額は、医療費助成金の実績見込みによるものでございます。

次に、3 項生活保護費、1 目生活保護総務費 1 3 万 9, 0 0 0 円の減額は、細目生活保護一般事務費 1 3 万 9, 0 0 0 円の減額で、旅費の 1 3 万 9, 0 0 0 円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、社会福祉主事研修等が中止となったことによるものでございます。

次に、3 目生活保護施設事務費 1 9 6 万 2, 0 0 0 円の減額は、細目生活保護施設援護費 1 9 6 万 2, 0 0 0 円の減額で、救護施設委託事務費負担金 1 9 6 万 2, 0 0 0 円の減額は、入所者の減によるものでございます。

次に、4 項地方改善事業費、1 目地方改善事業費 6 1 万円の減額は、細目隣保館運営事業 6 1 万円の減額で、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、運営委員会各種講座の縮小や講演会、視察研修の中止によるものでございます。

次ページを御覧ください。

次に、4 款衛生費、1 項保健費、1 目保健総務費は、補正額はございませんが、財源内訳の地方債 6 0 0 万円の増額により、財源更正を行うものでございます。

次に、3 目保健事業普及費 1 2 7 万 3, 0 0 0 円の減額は、細目健康増進事業 1 0 0 万円の減額で、健康診査等委託料 1 0 0 万円の減額は、実績見込みによるもの

でございます。

次に、細目歯科保健事業10万9,000円の減額は、歯科保健事業委託料10万9,000円の減額で、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、フッ化物洗口事業の一部中止によるものでございます。

次に、細目健康ハッピーデー事業16万4,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業を中止したことによる関連経費の減額でございます。

以上が、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第11号）の予算説明でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

御質疑のある方、御発言願います。

○奥田委員 補正予算書の32、33ページのところの老人福祉施設援護事業のところの聖光園の指定管理料290万8,000円、約300万も減額ってなっているんですけど、これ先ほど、これ措置費やもんでね。入居者がなかったということか何か、もうちょっと、300万も減額というちょっと大きいもので、どういう理由だったんですか。

○内山福祉保健課長 そもそもこの聖光園につきましては、定員50名ということで運営をさせていただいています。

ただし、令和2年の4月1日、ほぼ1年前、ほぼ1年前の2年の4月1日の時点では、入居者が40名という少ない状況でございました。それから5月1日時点では39名と、これまでない最低の入居者という状況でございました。

その後9月1日には、43名となり、11月1日には45名となり、令和3年3月1日には49名と、ほぼ満床という状況になりましたけれども、先ほど申しましたように年度当初のスタートの頃から5月、9月ぐらいいまでにかけて、本来予測していなかった方が退所されたりとかというような状況もあって、ただしその後、入居人数にはもり返したというか、増になったわけですがけれども、年度当初から中盤にかけての入居者の減が響いた関係でこういった形の減額となりました。

通常でしたら、年間平均するともう少しの増員といいますか、定員を満たしている数字になるわけですがけれども、年度当初から中盤までの予測をしてなかった退所者があったことによる減額となったと、こういった理由でございます。

○奥田委員 よく分かりました。

これ、当初予算というのは、何人で見ているんですか。



○川嶋福祉保健課主幹兼係長 定員50に対しまして市内在住の方は36名で見込んでおります。

○奥田委員 そうか、市内だけでいいですもんね。ほかのところは見なくても。36の予算で見ていると。でも、これ最後49で、ほとんど満床というか、よかったですね、これ。ちなみに、今尾鷲市の尾鷲市民というのは何人ぐらい入所されておる。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長 現在、31名の方が市内在住者でいらっしゃいます。

○奥田委員 そうするとあれですね、49人もおっても、31で、よその方が結構多いということなんですかね。じゃ、よその方が結構増えたということですか。この理由は。当初40人だったのが、これ3月末では49人という見込みだということ。で、市内の人が31人ということは、よその人は18人ということやね。36人の予算で見ているのに31人で、でも、ほとんど満床ということは。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長 そうですね、当初見込みよりは、例えば紀北町であるとか、尾鷲市外の方の入所というのが増えつつはありますね。

○三鬼（和）委員 一緒のことを聞かないと思うんですが、これはあれですか、指定管理料のほかに、尾鷲市外の方の措置費というのは、直接、管理者のほうへ入るようになっているんですか。その辺、ちょっと仕組みだけ。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長 市外在住の方につきましては、直接、聖光園、長茂会、そちらのほうに入るようにはなっています。

○南委員長 他にございませんか。

○野田委員 35ページの一人親家庭等の医療費の助成事業ということで、実績見込みで減額というか、なったということだということですがけれども、これ、前年度と比較すると、ちょっと今回は前年度よりは減額率が、額が低いのかなと思うんですが、ちょっとここら辺の内訳はどうなんです。内訳というのか。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長 当初見込みでは、大体親御さんで171名、子供さんで261名を見込んでおったんですが、2月末現在では169名、お子さんですと255名と、ほぼ見込みどおりでは推移しているんですが、ただそのお一人お一人にかかる医療費というのが見込みよりも若干少なかったという状態になっています。

○野田委員 ありがとうございます。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　ないようですので、議案第16号の審査は終了いたしたいと思いません。

引き続きまして、議案第11号、令和3年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち、福祉の所管の説明をお願いいたします。

○内山福祉保健課長　　それでは、議案第11号、令和3年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち、福祉保健課に関する予算について御説明いたします。

まず歳入から御説明いたします。

予算書の20、21ページを御覧ください。通知させていただきます。

12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金5,157万2,000円は、1節障害者福祉費負担金995万3,000円で、地域生活支援センター他町負担金908万円は、紀北地域障がい者相談支援センターの運営に関する紀北町からの負担金でございます。療育教室事業他町負担金87万3,000円は、療育教室事業運営委託に伴う紀北町からの負担金でございます。

2節、老人福祉費負担金1,488万1,000円は、尾鷲市養護老人ホーム聖光園のほか、入所者負担金1,432万8,000円と、生活管理指導短期宿泊事業ショートステイの利用者負担金55万3,000円でございます。

3節児童福祉費負担金2,673万8,000円は、保育所入所保護者負担金等で、次ページのほうを御覧ください。地域療育支援事業（巡回医療相談）他町負担金2万円は、巡回療育相談に委託に伴う紀北町からの負担金でございます。

次に、2目衛生費負担金330万3,000円、1節保険負担金330万3,000円は、救急医療体制強化事業他町負担金として紀北町からの負担金153万5,000円、各種がん検診自己負担金161万3,000円等でございます。

次に、13款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料13万2,000円、1節社会福祉使用料13万2,000円は、簡易住宅使用料2万4,000円、福祉保健センター使用料10万円等でございます。

次に、26、27ページを御覧ください。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金8億5,586万1,000円。1節社会福祉費負担金2億3,457万8,000円のうち、福祉保健課分は、2行目の特別障害者手当等給付費負担金から、生活困窮者自立支援事業等国庫負担金までで、障害者や障害児及び生活困窮者等に対する事業の国庫負担金でございます。

次に、2節児童福祉費負担金3億6,022万9,000円は、保育所運営費に係る児童保護措置費負担金、児童手当国庫負担金、児童扶養手当負担金等でございます。

次ページを御覧ください。

3節生活保護費負担金2億6,105万4,000円は、生活扶助費、医療扶助費、介護扶助費に対する国庫負担金でございます。

次に、2目衛生費国庫負担金7,842万8,000円、1節保健費負担金7,842万8,000円は、未熟児養育医療費等国庫負担金20万円、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金7,822万8,000円でございます。

次に、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金2,118万1,000円、1節社会福祉費補助金648万4,000円は、地域生活支援事業費等補助金でございます。2節児童福祉費補助金997万9,000円は、母子家庭等対策総合支援事業補助金168万4,000円。地域子ども・子育て支援事業費補助金784万8,000円等でございます。

3節生活保護費補助金471万8,000円は、生活困窮者就労準備支援事業等補助金432万円等でございます。

次に、3目衛生費国庫補助金1,594万4,000円のうち、福祉保健課分は、1節保健費補助金1,003万4,000円で、母子保健衛生費国庫補助金50万6,000円、風しん抗体検査補助金77万円、健康増進事業費補助金224万1,000円。次ページのほうを御覧ください。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金637万3,000円でございます。

次に、3項委託金、2目民生費委託金400万6,000円のうち、福祉保健課分は、2節児童福祉費委託金7万7,000円で、特別児童扶養手当事務取扱交付金7万7,000円でございます。

次に、15款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金3億7,109万円のうち、福祉保健課分は、1節社会福祉費負担金2億4,403万6,000円のうち、次ページを御覧ください。三重県障害者自立支援給付費等負担金9,816万1,000円、行旅病人及び死亡人取扱費負担金37万5,000円及び三重県障害児通所給付費等負担金158万8,000円でございます。

2節児童福祉負担金1億2,146万9,000円は、児童保護措置費負担金9,548万6,000円、児童手当県費負担金2,572万4,000円等でございます。

3節生活保護費負担金558万5,000円は、生活保護法第73条による負担金でございます。

次に、3目衛生費県負担金10万円は、1節保健費負担金10万円で、養育医療給付事業等負担金10万円でございます。

次に、2項県補助金、2目民生費県補助金は7,187万5,000円で、1節社会福祉費補助金5,332万2,000円は心身障害者医療費補助金3,517万8,000円、三重県障害者自立支援給付費等補助金324万2,000円、子ども医療費補助金1,425万8,000円等でございます。

2節児童福祉費補助金1,469万円は、一人親家庭医療費補助金585万4,000円、地域子ども・子育て支援事業費補助金784万8,000円等でございます。

次ページを御覧ください。

3節地方改善事業費補助金386万3,000円は、隣保館運営費補助金386万3,000円でございます。

次に、3目衛生費県補助金933万5,000円のうち、福祉保健課分は1節保健費補助金135万2,000円で県特定不妊治療費及び不育症治療費等補助金15万6,000円、健康増進事業補助金104万円等でございます。

次に、42、43ページを御覧ください。

20款諸収入、3項貸付金元利収入、1目貸付金元利収入470万3,000円のうち、福祉保健課分は1節災害援護資金貸付金返還金19万8,000円で、平成23年度に発生した水害に対する貸付金の返還金でございます。

次に、4項受託事業収入、1目民生費受託事業収入5,682万5,000円、1節地域支援事業受託事業収入5,682万5,000円は、紀北広域連合から介護医療を中心とした地域支援事業及び地域包括ケアシステム構築に係る受託事業収入でございます。

次に、5項雑入、1目雑入7,224万5,000円のうち、福祉保健課分は、次ページを御覧ください。3節民生費雑入54万円で、生活保護法第63条による返還金、（現年度分）54万円でございます。

以上が歳入についての御説明でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

122、123ページを御覧ください。通知させていただきます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、本年度予算額は8億3,4

43万3,000円で、対前年度比360万円の増額でございます。財源内訳は、国県支出金が9,112万1,000円で、そのうち福祉保健課分は37万5,000円で行旅病人及び死亡人取扱費負担金でございます。その他特定財源12万4,000円は、福祉保健センター使用料等で、一般財源は7億4,318万8,000円でございます。

人件費につきましては総務課より御説明が行われておりますので、割愛をさせていただきます。

細目、社会福祉一般総務費は5億7,503万7,000円でございます。主なものといたしましては、次ページを御覧ください。需用費888万2,000円は、福祉保健センターの光熱水費768万6,000円でございます。委託料609万5,000円は、福祉保健センターの管理に伴う各種委託料でございます。

次ページを御覧ください。

負担金、補助及び交付金5億5,512万1,000円は、負担金では、紀北広域連合負担金が5億516万3,000円、補助金では、社会福祉協議会運営助成金4,859万6,000円が主なものでございます。

次に、細目戦没者追悼式費は、60万9,000円で尾鷲市戦没者追悼式の費用でございます。

次に、細目戦没者等の遺族に対する特別弔慰金4万2,000円は、対象者への案内通知の費用でございます。

次ページを御覧ください。

次に、2目障害者福祉費、本年度予算額は8,486万6,000円で、対前年度比598万8,000円の減額でございます。財源内訳は、国県支出金が4,310万7,000円、地方債は、心身障害者医療費助成事業債が2,600万円、その他特定財源487万3,000円は紀北町からの事業委託に係る負担金が87万3,000円、ふるさと応援基金繰入金が400万円で、一般財源は1,088万6,000円でございます。

細目障がい者福祉一般事務費は30万2,000円で、障がい者福祉に係る事務費等でございます。

次に、細目特別障害者手当等給付費は1,058万8,000円で、扶助費、特別障害者手当等給付費1,058万4,000円は、特別障害者手当28名分、障害児福祉手当8名分を見込んでおります。

次に、細目医療給付費7,086万4,000円は、扶助費、心身医療費助成金7,

035万6,000円が主なものでございます。

次に、在宅援護事業は311万2,000円で、委託料282万6,000円のうち、療育教室事業運営委託料262万円は、紀北町と共に尾鷲社会福祉協議会に療育教室事業の運営を委託するものでございます。

次のページを御覧ください。

次に、3目自立支援給付事業、本年度予算額は4億3,079万4,000円で、対前年度比2,330万2,000円の増額でございます。

財源内訳は、国県支出金が3億897万3,000円、その他特定財源908万円は紀北町からの地域支援センター負担金で、一般財源は1億1,274万1,000円でございます。

細目自立支援給付事業一般事務費は2,172万8,000円で、主なものといたしましては、委託料の紀北地域障がい者相談支援センター事業委託料1,908万9,000円は、紀北町と共に障害のある方を対象に相談等の各種支援を尾鷲市社会福祉協議会に委託するものでございます。

次に、細目介護給付・訓練給付費は3億9,902万7,000円で、扶助費3億9,899万9,000円が主なもので、障害のある方が安心して暮らせる18種類のサービスを提供するというものでございます。

次のページを御覧ください。

次に、細目地域生活支援事業費が1,003万9,000円で、主なものといたしましては、委託料410万8,000円は、移動支援事業委託料をはじめ、日中一時支援事業などを尾鷲市社会福祉協議会などの事業所に委託するものでございます。

次のページを御覧ください。

扶助費553万4,000円は、stroma用具など日常生活用具給付事業費が主なものでございます。

次に、4目老人福祉費、本年度予算額は1億220万9,000円で、対前年度比215万1,000円の減額でございます。

財源内訳は、国県支出金が64万4,000円、その他特定財源1,889万3,000円は、老人ホーム入所負担金等が1,488万1,000円、地域福祉基金繰入金401万2,000円で、一般財源が8,267万2,000円でございます。

細目老人福祉一般事務費は258万8,000円で、主なものといたしましては、工事請負費148万5,000円は、養護老人ホーム聖光園居室4部屋分の空調設備の改修工事費でございます。

次に、細目老人福祉施設援護事業は9,085万7,000円で、主なものといたしましては、委託料8,617万5,000円は養護老人ホームの聖光園の指定管理料でございます。

扶助費464万2,000円は、老人福祉施設入所者措置費でございます。

次に、細目在宅援護事業は876万4,000円で、主なものといたしましては、委託料425万1,000円は緊急通報システム管理委託料として140台分の貸与を見込んでおります。

負担金、補助及び交付金439万4,000円は、次のページを御覧ください。尾鷲市老人クラブ連合会助成金154万7,000円、尾鷲市シルバー人材センター運営費284万7,000円でございます。

次に、6目子ども医療費、本年度予算額は3,492万4,000円で、対前年度比166万9,000円の減額でございます。財源内訳は、国県支出金として、子ども医療費県補助金が1,425万8,000円、地方債は、子ども医療費助成事業債が500万円、その他特定財源は、ふるさと応援基金が1,000万円、一般財源は566万6,000円でございます。

細目子ども医療費助成事業は3,492万4,000円で、主なものといたしましては、扶助費の子ども医療費助成金3,446万6,000円は、中学校を卒業するまでの通院と入院を対象とした医療助成金でございます。

次のページを御覧ください。

次、7目介護保険費、本年度予算額は5,281万3,000円で、対前年度比24万1,000円の減額でございます。財源内訳のその他特定財源5,281万3,000円は、紀北広域連合からの地域生活支援事業受託事業収入でございます。

細目地域支援事業（総合事業）は2,172万9,000円で、主なものといたしましては、委託料2,018万2,000円は、一般介護予防事業を天使の家などの事業所に委託するものでございます。

次のページを御覧ください。

細目地域支援事業（任意）は711万4,000円で、主なものといたしましては、委託料261万7,000円は、食の自立支援事業委託料が246万6,000円で、高齢者の安否確認を兼ねた弁当の配食サービスで利用者97名を見込んでおります。

扶助費372万円は、介護用品給付費372万円で、要介護4及び5と認定されている在宅の高齢者の方を介護している方73名に対しまして、介護用品券を支給

することで在宅援護を支援するというものでございます。

次に、細目地域支援事業（包括）につきましては、1,963万6,000円で、地域包括システムの構築に関わる事業として、三つの事業を尾鷲市社会福祉協議会へ委託するものでございます。

次のページを御覧ください。

次に、9目生活困窮者自立支援事業、本年度予算額は1,087万7,000円で、対前年度比305万7,000円の増額でございます。財源内訳は国県支出金が818万4,000円、一般財源が269万3,000円でございます。

細目生活困窮者自立支援事業は1,087万7,000円で、主なものといたしましては、委託料1,048万6,000円は、生活困窮者自立支援事業委託料1,048万6,000円で、自立相談支援などを尾鷲市社会福祉協議会に委託するものでございます。

次に、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、本年度予算額は4,252万9,000円で、対前年度比423万3,000円の減額でございます。財源内訳は、国県支出金が877万9,000円、その他特定財源174万2,000円はふるさと応援基金繰入金174万2,000円で、一般財源は3,200万8,000円でございます。

細目児童福祉一般総務費は29万5,000円で、次ページを御覧ください。子ども・子育て会議等に関する費用でございます。

次に、細目放課後児童健全育成事業は1,292万9,000円で、委託料、放課後児童クラブ運営委託料1,292万9,000円は、尾鷲小学校においては、わんぱくクラブを尾鷲民生事業協会に、福祉保健センターにおいては、くれよんをNPO法人あいあいそれぞれにそれぞれ委託するものでございます。

次に、細目ファミリーサポートセンター事業は7万8,000円で、子育ての手助けが必要な方と手助けが可能な方が会員となり、市がそのコーディネートを行う子育て支援の有償ボランティア制度に係る費用でございます。

次に、細目多子世帯支援事業は144万7,000円で、扶助費144万円につきましては、多子世帯支援給付費144万円で、3人目以降が生まれた世帯に対し、紙おむつ及び粉ミルク等購入券を支給するもので、20世帯を見込んでおります。

次に、2目児童措置費、本年度予算額は6億9,635万円で、対前年度比314万3,000円の減額でございます。

財源内訳は、国県支出金として、児童保護措置費国庫負担金など4億6,170



万3,000円、地方債1,400万円は障害児養育事業債で、その他特定財源5,028万4,000円は、保育所入所保護者負担金が2,571万9,000円、ふるさと応援基金繰入金が2,454万4,000円、紀北町からの地域療育支援事業負担金が2万円で、一般財源は1億7,036万3,000円でございます。

細目保育所事業は5億3,007万2,000円で、次ページをお願いいたします。主なものといたしましては、委託料1,128万5,000円は、地域子育て支援センター事業委託料827万円は、尾鷲第二保育園に併設する子育て支援センターちびっこひろばの事業委託料で、一時預かり保育事業委託料301万5,000円は、尾鷲第四保育園で一時預かり保育事業をそれぞれ尾鷲民生事業協会に委託するものでございます。

次に、負担金、補助及び交付金6,869万8,000円の主なものといたしましては、主任保育士配置に対する認可保育所に対する特別助成金1,172万円のほか、尾鷲乳児保育園と尾鷲第一保育園で実施をしている延長保育事業に対する補助金593万4,000円、加配保育士を配置し、児童の発達を支援する障害児保育事業費補助金3,854万5,000円などがございます。

扶助費4億4,974万2,000円は、保育所運営費で、市内7か所の保育園等において、年間延べ4,298人の児童を保育するための運営費でございます。

次に、細目児童手当給付事業は1億6,484万1,000円で、主なものといたしましては、扶助費1億6,452万円は児童手当で1,250人の児童を対象に見込んでおります。

次に、細目母子生活支援事業は78万7,000円で、扶助費78万7,000円は、次ページのほうを御覧ください。母子生活支援施設入所措置費78万7,000円で、1世帯2名の3か月分を見込んでございます。

次に、細目児童相談事業は65万円で、家庭児童相談員業務等に関わるものでございます。

委託料の地域療育支援事業（巡回療育相談）12万円につきましては、紀北町と共に、県立子ども心身発達医療センターに巡回療育相談を委託するものでございます。

次に、3目母子福祉費、本年度予算額は9,901万4,000円で、対前年度比104万7,000円の減額でございます。財源内訳は、国県支出金が、児童扶養手当国庫負担金など3,590万6,000円、その他特定財源300万1,000円は、ふるさと応援基金繰入金300万円、一人親家庭等日常生活支援事業利用

者負担金が1,000円、一般財源は6,010万7,000円でございます。

細目母子福祉一般事務費は2万1,000円で、女性相談員業務に関わるものでございます。

次に、細目一人親家庭等医療費助成事業は1,184万7,000円で、次のページを御覧ください。主なものとしたしましては扶助費1,171万円は、一人親家庭等医療費助成金1,171万円で、一人親家庭の母子及び父子で高校卒業までの間、医療費を助成し、一人親家庭における福祉の増進を図るというものでございます。

次に、細目児童扶養手当給付事業は8,481万1,000円で、主なものとしたしましては、扶助費8,468万7,000円は、児童扶養手当は8,468万7,000円で、母子及び父子家庭に対し、所得に応じて手当を支給し、一人親家庭における福祉の増進を図るというものでございます。

次に、細目母子家庭自立支援給付事業は224万7,000円で、主なものとしたしましては、負担金、補助及び交付金224万6,000円のうち、高等職業訓練促進給付金等事業補助金204万6,000円は、母子及び父子家庭の母及び父が看護師などの資格を取得するために1年以上養成機関で修了する場合に、給付金を支給することで資格取得を支援するというものでございます。

次に、細目ひとり親家庭等日常生活支援事業は8万8,000円で、一人親家庭における子育て支援や生活支援を目的に家庭生活支援員が低料金でサービスを行うというものでございます。

次のページをお願いいたします。

次に、3項生活保護費、1目生活保護総務費、本年度予算額は2,566万9,000円で、対前年度比328万円の増額でございます。

財源内訳は、国県支出金396万7,000円は、生活困窮者自立支援事業等国庫負担金等で、一般財源は2,170万2,000円でございます。

細目生活保護一般事務費は660万3,000円で、主なものとしたしましては、委託料571万9,000円は被保護者就労支援事業委託料475万9,000円で、生活困窮者対策事業として、尾鷲市社会福祉協議会に委託するものでございます。

次に、2目扶助費、本年度予算額は3億4,632万5,000円で、対前年度比2,183万9,000円の増額でございます。財源内訳は、国県支出金2億6,488万4,000円は、生活保護費国庫負担金等で、その他特定財源54万円は、生活保護法第63条による返還金で、一般財源は8,090万1,000円ござい

ます。

細目扶助費は3億4,632万5,000円で、次のページをお願いいたします。扶助費3億4,632万5,000円は、生活保護法に基づき、最低限度の生活を保障するため、国が定める扶助費を支給するもので165世帯、190人を見込んでおります。

次に、3目生活保護施設事務費、本年度予算額は234万円で、対前年度比378万円の減額でございます。財源内訳は、生活扶助費等国庫負担金が175万5,000円で、一般財源は58万5,000円でございます。この予算は、居住する家がなく、施設に入居する必要がある方に係る事務費負担金で1名分を予定してございます。

次に、4項地方改善事業費、1目地方改善事業費、本年度予算額は1,414万6,000円で、対前年度比8万1,000円の減額でございます。財源内訳は、隣保館運営費県補助金が386万3,000円で、一般財源は、1,028万3,000円でございます。

細目隣保館運営事業は243万1,000円で、次のページをお願いいたします。地域社会における福祉の向上や人権啓発及び住民交流の拠点として、林町会館を中心に各種講座、人権講演会などを行う費用でございます。

次のページを御覧ください。

4款衛生費、1項保健費、1目保健総務費、本年度予算額は6,369万7,000円で、対前年度比932万3,000円の減額でございます。財源内訳は、国県支出金が469万9,000円、地方債1,100万円は、救急医療体制強化事業債で、その他特定財源163万5,000円は、紀北町からの救急医療体制強化事業他町負担金等で、一般財源は4,636万3,000円でございます。

細目一般保健事業は272万5,000円で、次のページをお願いします。主なものといたしましては、地域医療助成金225万円は、紀北医師会、尾鷲歯科医師会に対する助成金でございます。

次に、細目救急医療体制強化事業は2,070万1,000円で、主なものといたしましては、委託料として、一次救急体制事業委託料319万8,000円を紀北医師会に、負担金、補助及び交付金の病院群輪番制病院運営事業補助金1,732万7,000円を、尾鷲総合病院を補助するものでございます。

次に、細目未熟児養育医療費助成事業は50万5,000円で、主なものといたしましては、扶助費の未熟児養育医療費助成金50万円で、医療を必要とする未熟

児に対し必要な医療給付費を確保し、保護者に対する育児支援を行うというものでございます。

次に、2目予防費、本年度予算額は1億2,646万円で、対前年度比8,211万9,000円の増額でございます。財源内訳は、国県支出金8,112万8,000円のうち、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金等が8,035万8,000円で、地方債1,120万円は予防接種事業債で、その特定財源56万2,000円は、災害等対策基金繰入金で、一般財源は3,357万円でございます。

細目予防接種事業は4,553万8,000円で、主なものといたしましては、次のページをお願いいたします。委託料4,441万1,000円のうち、定期予防接種委託料4,150万円は、乳幼児、児童・生徒、成人及び高齢者に対し、各種予防接種を実施するもので、紀北医師会及び県内医療機関に委託するというものでございます。

次に、細目感染症予防対策事業につきましては、主要施策の予算概要のほうで御説明をさせていただきます。

通知をさせていただきます。

○東福祉保健課係長　　よろしいでしょうか。

○南委員長　　お願いします。

○東福祉保健課係長　　それでは、感染症予防対策事業について御説明をいたします。

新型コロナウイルス感染症の発症及び重症化予防を主たる目的といたします本事業の内容といたしましては、1、新型コロナウイルスワクチン接種に関すること、2番目に、新型コロナウイルス感染症予防対策、3番目に、新型コロナウイルス感染症の影響による心身の不調等に関する支援でございます。

主たる事業であります新型コロナウイルスワクチン接種に関しましては、接種体制を、紀北医師会、紀北薬剤師会、高齢者施設の嘱託医、尾鷲総合病院の協力、連携の下、整備いたします。

相談窓口につきましては、三重県が設置する相談窓口や接種医と連携し、対応してまいります。福祉保健課におきましては、一般的な相談、本市の接種場所や接種までの流れ、接種予約の受付について対応するための体制を整備いたします。

接種の実施にいたしましては、本市におきましては、ワクチンの4月分入荷が、65歳以上が約7,500人いる中で1箱と限定的でございます。

そのため、接種計画を大幅に変更し対応するとともに、5月以降順次、国から配

送予定でありますワクチンが本市に入荷した際には、迅速に対応できますよう計画を見直し、65歳以上の方、実際には令和3年度に65歳以上になる方です。に、接種の日程等の通知をいたします。

感染予防対策といたしましては、ワクチン接種後であっても、感染予防対策は重要でありますことから、これまで同様、予防対策の周知及び公共施設における手指消毒液の設置をいたします。

新型コロナウイルス感染予防対策に関する事業費は8,092万2,000円であり、主なものといたしましては、需要費44万円のうち、消耗品費42万2,000円は、主にアルコール手指消毒液及び通知用の用紙代として、役務費222万9,000円のうち、通信運搬費219万7,000円は、ワクチン接種に関わる接種日程や予約方法の通知代として、委託料7,822万9,000円は、コロナワクチン接種委託料として、現在承認されておりますファイザーワクチンは16歳以上の方が対象となりますが、国から示されている対象者は、住民基本台帳の総人口となっておりますことから、本市におきましても、市民全員分の委託料でございます。財源内訳につきましては記載のとおりでございます。説明は以上です。

○内山福祉保健課長 予算書164、165ページにお戻りください。通知をさせていただきます。

次に、3目保健事業普及費、本年度予算額は4,040万1,000円で、対前年度比514万3,000円の増額でございます。財源内訳は、健康増進事業補助金のほか、国県支出金が414万3,000円、その他特定財源は、各種がん検診自己負担金などが166万8,000円、一般財源は3,459万円でございます。

細目健康増進事業は2,802万円で、主なものといたしましては、委託料2,563万8,000円は、各種がん検診委託料1,970万7,000円のほか、健康増進法に基づく各種検診委託料等でございます。

次のページを御覧ください。

次に、細目母子保健事業は1,118万6,000円で、主なものといたしましては、委託料1,000万円は妊婦一般健診及び乳児1歳半・3歳児健診等の委託料でございます。

次に、細目メンタルヘルス事業は29万8,000円で、鬱病の早期発見、早期治療のための鬱予防の普及啓発や、こころの健康教室などに係る費用でございます。

次ページを御覧ください。

次に、細目歯科保健事業は75万8,000円で、主なものといたしましては、

委託料 65万8,000円は歯周病疾患検診、フッ化物洗口に係る委託料でございます。

次に、細目健康ハッピーデー事業は13万9,000円で、尾鷲市健康増進計画の取組である生活習慣病、メンタルヘルスなどについて啓発実践を目的に開催をしております健康ハッピーデーに係る費用でございます。

以上が令和3年度尾鷲市一般会計予算のうち、福祉保健課の御説明でございます。

○南委員長 御苦労さんです。

11時40分まで休憩します。

(休憩 午前11時32分)

(再開 午前11時40分)

○南委員長 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

じゃ、議案第11号の令和3年度の当初予算の福祉課の所管の審査に入ります。

○小川委員 2点ほど聞かせていただきます。予算書の143ページ。いいですか。

生活困窮自立支援事業費が、去年よりも1,200万、100万か200万増えているんですよね。これってやっぱり一時借入れとか、そういうので相談事業が増えたということで、これで増えてくるのか、コロナの影響なのかどうか。

○福山福祉保健課長補佐兼係長 生活困窮者自立支援事業の1,048万6,000円のうち、今回新たにアウトリーチ等強化事業としまして291万7,000円を計上しております。

この事業内容といたしまして、自立相談支援機関に、アウトリーチ支援委員を配置し、社会参加に向けて、より丁寧な支援を必要とする方への訪問支援を行うなど、自立支援機関の強化を図るものでございます。補助率は10分の10となっております……。

(発言する者あり)

○福山福祉保健課長補佐兼係長 国の補助金でございます。

○小川委員 よく分かりましたので、国の事業ということなんやね。

○福山福祉保健課長補佐兼係長 そうです。

○小川委員 それで、生活困窮自立支援事業というのは、生活保護の方を救うためにやったと思うんですけど、できたと思うんですけど、生活保護の人数も増えているんですよね、結構。これってどういう、コロナが影響しているのか、それか、

どういう要因があるのか、もし分かれば。

- 福山福祉保健課長補佐兼係長　　現在、生活保護世帯としまして世帯数が168世帯、人員としていたしまして192名で、令和2年度の4月現在と世帯、人員等と同じなんですけれども、申請が18件、それから、廃止が18件あったということで、コロナウイルス等による影響というのは、生活保護の増加というのには、直接は尾鷲市の場合にはつながってはないと思うんです。

その原因としましては、やはり生活困窮者自立支援事業の相談ですとか、各種貸付けというのが、かなり寄与しているんじゃないかと事務局としては判断しております。

- 小川委員　　生活困窮者自立支援事業で、生活保護に陥らないように、ストップさせたという事例もあるのか、また生活保護の人を引き上げたというのがあるのか、もしあれば。

- 福山福祉保健課長補佐兼係長　　一応、生活困窮者自立支援事業で、相談業務が中心で、相談自体が120件、それ以外に補正でお認めいただきました生活応援パックですとか、そういうのが27件ですとか、各種貸付けが、生活福祉資金の貸付けが66件とかで、生活保護に陥らないような施策を取っておると思っております。

- 小川委員　　もう一点お聞きします。

予算書の163ページのところで、先ほど、コロナ関係、感染症予防対策事業8,092万2,000円ついてるんですけど、これって、これで本当に足りるのかどうかという問題で、どこの自治体も不安になっておるみたいなんですけど、もしこれ足りない場合は追加で国から出してもらえるんですか。

- 内山福祉保健課長　　今回の予算につきましては、尾鷲市の対象者の方の数の100%の予算計上していますので、予算で十分足りると考えています。

- 小川委員　　これからタブレットですか、ああいうので確認システムとか出てくると思うんですけど、その人員とかこれ入っていないわけでしょう。そういうのもお金いってくるんじゃないですか。

- 内山福祉保健課長　　人員といいますか、その国の補助対象の中には正規職員の時間外と、あと嘱託職員の時間外のことも補助対象になっていまして、その嘱託職員を1名雇用する予定でおります。

- 小川委員　　とにかく足りなくなったら出してもらえるということなんですね。それがあればいいんですけども。それと、外国人なんかも対象になっておりますけど、住民票がない方は、申請すれば受けられるんですか。

○東福祉保健課係長　　基本的には住民票所在地で接種というふうにうたわれておりますが、特例がありまして、住民票所在地で打てない方等に関しましては、申請を出していただきましたら本市で受けていただくことができます。対応したいと。

（「外国人の方も」と呼ぶ者あり）

○東福祉保健課係長　　外国の方も。ただし、短期間の滞在では接種対象になりませんが、2回接種していただく期間、本市に滞在していただくということでしたら、本市で受けていただくことができます。

○内山委員　　同じく163ページ、新型コロナウイルスワクチン事業なんですけど、ワクチンについてはあくまで感染予防ではなく、重症化予防、発症予防であり、その有効率がインフルエンザワクチンの50%ほどであるに対して、コロナウイルスワクチンは有効率95%と分かってきています。

そのため、重症化予防を進める上でも、市民の皆様の接種率を上げる必要があると思うんですが、その点についてはどう考えていらっしゃいますか。

○内山福祉保健課長　　今回のワクチン接種につきましては、法律上一応努力義務となっております。これも妊娠中の方は除くわけですけれども、ということで、努力義務ということで強制ではございません。

ただし最終的には、個人の方の判断で接種されるということになるかと思えますけれども、市のほうといたしましては、ワクチンの有効性であったり、あるいは安全性、また副反応も最近ちょっと報道されておりますので、そういった様々な状況、情報を皆様にお知らせした上で、接種するか否かといったことについては御本人にお任せすると、こういったこととさせていただきます。

○内山委員　　それと、2回目以降の接種についてお聞きするんですが、現在分かっている情報では、2回目接種で6人から7人に1人、発熱することが報告されておるんですが、これは副反応であります。安心できる体制の説明と、それと、運営する方のリスクの考える上で、接種会場運営の市の職員の接種についてはどう考えておるのか、お示してください。

○内山福祉保健課長　　尾鷲市における接種会場につきましては集団接種ということを中心に考えておりまして、小学校等で、今現在のところ予定しています。

接種会場において報道等でも御存じかと思えますけれども、様々なアナフィラキシーショックなどの副反応が見られておるということとさせていただきますけれども、そういった際には応急治療ができるように、紀北医師会、それから尾鷲総合病院と協議の上で、応急処置用品というのを既に準備をしております。それで対応するようにし



ようということで体制を整えています。また、特に救急搬送等があった場合に備えまして、尾鷲消防署とも連携体制を確保していると、こういった状況でございます。

それから市の職員のほうの接種というか、会場での市の職員の運営における接種ということでございますけれども、職員につきましては、国の接種順位からすると、優先順位には入っていません。接種会場にいたとしても優先順位の範囲のほうに入っていないので、それなので接種できていない状況で運営に回るということでございますけれども、当然職員については自らの健康管理には十分配慮をしていただいて、当然手指消毒の徹底やマスク、フェイスシールド等を着用して、会場の運営に当たらずという、このような姿勢で考えています。

○内山委員　それと、主要施策の予算概要でも、連携、周知の話が出たんですけど、三重県は全国に先駆けて、コールセンターを開設して、担当課も紀北医師会の御協力の下、大変な激務でありますから、副反応などの相談はコールセンターへというような連携の周知をお願いしたいんですけど、この詳細についてはどうでしょうか。

○内山福祉保健課長　現在、尾鷲市におきましては、3月の1日から相談窓口を設置させていただきました。三重県も開設しています相談窓口を設置しておりますので、そのことについては、エリアワンセグとホームページ等で周知をさせていただいておりますし、4月1日号の広報おわせにおいても、尾鷲市と県のほうの相談窓口の周知をしていきたいと、このように考えております。

それから今後、三重県がその副反応に対する専門的な相談窓口を、どうも、これ設置をするというような予定をお聞きしておるようでございまして、その際には、エリアワンセグでの周知、または、接種会場においても、そういった情報提供を行っていききたいと、このように考えています。

○内山委員　最後に。また、誰が何回接種したか分かる管理体制等、一つの地域が早く接種を終わらせても意味がないですから、全体的な、各自治体の取組が大事だと思いますので、接種順位争いにならないように、他市町との連携もよろしく願いいたします。

そして、何より全ての人々が安心して接種していただけるような、随時情報提供をお願いしたいんですけど、その点についても。

○内山福祉保健課長　ワクチン接種の回数の確認というか、我々の管理ということですが、本市の予防管理システムに加えまして、今回国のほうがコロナウイルスワクチンの接種のために開発しましたワクチン接種記録システムというのが

ございまして、そのシステムによって漏れなく2回接種できる方の確認とか、場合によっては転入転出等もございまして、そういったことについても確認するようにこちらのほうとしては準備を進めております。

それから、三重県のほうが、高齢者人口であったりとかを基にして配分方法を決定してございまして、それぞれ各市町に配分の状況を伝えてきておるといような状況でございまして、また、この地域におきましては、尾鷲市と紀北町が、尾鷲紀北医師会という統一の団体の方と、今回接種を一緒に行っていくという状況でございまして、当初から尾鷲市におきましては、紀北町と連携して同時にやっていると、このような体制を整えております。

それから今後の情報提供ということでございましてけれども、実際の報道等でも、特に副反応のことであったり、情報が日々変わっているような状況でございまして、特に市民の皆様には、不安とか混乱を起こさないように、正確な情報を随時素早く情報提供をしていきたいと、このように考えております。

○仲委員 小川委員さんの関連で主要施策25ページ、予算書の143ページ、生活困窮自立支援事業なんですけど、先ほどの質問の中で、前年が761万9,000円かな、委託料が。280万程度増えておって、それがアウトリーチ等強化事業という理解はしたんですけど。自立相談支援機関にアウトリーチ支援員を配置し、機能強化するとなっております。このアウトリーチ支援員というのは、どなたがなされるんですか。

○福山福祉保健課長補佐兼係長 一応社会福祉協議会に委託、自立、生活困窮者自立支援事業の中のアウトリーチ支援員を置くということで、具体的にはひきこもりなど、家庭から相談があったケースについて、自宅に伺い、本人に接触するなど、初期のつながりを確保するですとか、つながりができた後の信頼関係の構築ですとか、本人に同行し関係機関への相談、就労支援といった自立までの一貫した支援を実施することを考えております。

○仲委員 前年よりもありました自立相談支援事業委託料プラスアウトリーチで強化をしていくと、その延長上の事業の強化を図っていくということによろしいんかいな。

もう一点、そしてそのアウトリーチ支援員の場合は、家庭訪問もあるということですので、例えばケース記録とか日報とか、そういう記録の中で、今後のことも含めて、参考資料としていくというような方向性はありますか。

○福山福祉保健課長補佐兼係長 記録のほうにつきましては、社協さんと月に一

度、ケース記録会議を行っておりまして、そこで、その月に何件どういう相談があったということで、お互いに確認しながらやっております。

○仲委員 主要施策の24ページで、予算書141なんですけど、地域支援事業包括の話なんですけど、毎回この話が出るんですけど、再度確認したいんですけど、認知症総合支援事業で、文書の中には、認知症初期集中支援チームが早期に関わると。もう一方では、認知症地域支援推進員を配置して支援を行うというふうに書かれているんですけど。認知症地域支援推進員について、何名の方が支援員になっておって、どういう地区があるかと。そして、どのような支援をされているか、ちょっと詳細お聞きします。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長 認知症地域支援推進員、今社協の職員が2名おるんですが、そのお二人が地域に入って、認知症、特に御家族の方に対する支援ということで、地区、地区を回って、事情を聞いておったり、あるいはサポーター養成講座もそうなんですけれども、サポーターさんを養成して、地域で見守る場を増やすという活動を今されております。

○南委員長 ここで昼食のため、休憩します。午後は1時15分から行います。

(休憩 午前11時57分)

(再開 午後1時15分)

○南委員長 休憩前に引き続き、委員会を続行します。

まず最初に、午前中の審査の中で、聖光園の地元入所者数の報告に誤りがあったということで、訂正をしていただきます。

○内山福祉保健課長 すみません、午前中の補正予算の第11号の御説明の中で、奥田委員さんのほうからだったと思うんですけども、今現在の市外入所者は何名かという御質問があったと思うんですけども、それが31名という形で答えさせてもらったと思うんですけども、実際、すみません。

(「36と言った」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○内山福祉保健課長 36……。

○南委員長 担当のほうから、答えてもらったら。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長 すみません。午前中、市内在住の方31名と、私、お答えしたんですが、正確には、今現在40名の方が市内在住者です。49名の入所者に対しまして、40名が市内在住者ということになります。失礼しました。

- 南委員長　　今の訂正で何かございましたら、今、よろしいですか。
- 奥田委員　　じゃ、全然違うじゃないですか。予算的には36でやったんでしょ。でなかった、という話じゃなくなる、違うんですか。そうすると。
- 川嶋福祉保健課主幹兼係長　　そうですね、予算上は50名の定員に対しまして36名が市内在住者と見込んでおります。今現在は、計49名の入所者に対しまして、40名が市内在住者というふうになっております。
- 南委員長　　現在ね。
- 奥田委員　　じゃ、僕は49になって、尾鷲市が市民の方が31で、あと18人がよその方、よその方えらい増えたなと思ったんやけれども、そうでもないんやね。よその方は、残りあと9名か、9名ということやね。
- それでは、49になったというのはよその方が増えたんじゃないくて、地元の人が増えたという理解でいいのかな。
- 川嶋福祉保健課主幹兼係長　　そうですね。そのように御理解いただいて結構だと思います。
- 南委員長　　ちょっと待って、一旦切ります。聖光園ですか。
- （「はい」と呼ぶ者あり）
- 南委員長　　それじゃ、正式にまた当初予算の質疑に入りたいと思います。
- 濱中委員　　2点聞かせてほしいんですけれども、まず141ページ、扶助費の介護用品の給付費なんですけど、以前はこれ、品目がすごく対象になるものが少なく、使い勝手のことでいろんな要望をいただいていたんですけれども、現在は何品目ほどになっているのか。時代の流れによって、いろんな品目、変わってきたりとか使い勝手のいい物が出てきたりとかというものも聞くんですけれども、そういった辺りの柔軟な対応ができるのか、まず、現状を1点教えてください。
- 南委員長　　介護用品の種類でしょう。
- 濱中委員　　そう、何品目ぐらいあるのか。
- 川嶋福祉保健課主幹兼係長　　品目数ですね。おむつ以外にも、お尻拭きであるとか防水シートと言いますか、尿を吸収するシート、あとティッシュペーパーであるとかそうした品目も対象になっております。ちょっと数的には、7品目ぐらいだったかと思います。
- 濱中委員　　じゃ、最近では以前よりは品目が増えているという理解でよろしいですね。
- もう一点なんですけれども、その前の139ページの支援事業のほうの総合事業

なんですけれども、これ広域のほうで、毎年、これ確認するんですけど、総合事業が始まってから、紀北町が結構満額近く使って介護予防をやっておるんですけども尾鷲市、結構返すお金が例年多くなっているところなんです。こういった状況で返してきたのかは、今年度においてはコロナがあって、事業がなかなかできなんだとかそういうのもあるんですけども、年度途中で予算消化という言い方はよくないかも分かりませんが、事業進捗なんかを確認して、無駄のない介護予防ができるようにというお願いを広域のほうではしたんですけども、今年は途中での事業進捗の確認なんかはどういうふうな予定になっていますか。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長　今年につきましては、特にコロナの影響によって、介護予防事業をストップしていた時期というのも多々あります。当初見込みよりは大幅に落ち込んでいるところではございます。

補正等で減額しなかったのは、コロナの状況を見ながら、例えばこれまで10名で介護予防をしておったところを、コロナ対策で、例えば人数を減らして回数を増やすとか、そういった取組ができないかなというところで模索しておったんですけども、やはり感染状況によって、うまく実施できなかったというところが原因としてあるかと思います。

○南委員長　他にございませんか、まだあります。

○濱中委員　いやいや、この2年度においては、コロナの影響は分かるんですよ。それ以前から、この総合事業に関しては、尾鷲市の分って結構返してしまったお金というのが多く、広域のほうからの委託事業ですから、広域のほうで確認ができておるんですけどね、途中で、事業進捗をお願いした側が確認して、無駄のない状況がつかれないのかなと思っておったものですから、コロナの影響だけではないものが、その以前からありましたから。

今年はそういった事業進捗の確認とかそういったことが、こちらからできるのかどうか、その辺りの計画をどうされているのかというのを聞きたいんです。

○内山福祉保健課長　今、御質問の139ページの委託料の中の一般介護予防事業委託料というところだと思うんですけども、そちらについては、尾鷲市独自でやる予防教室が318万2,000円という予算でございまして、残りの1,700万が一般介護予防ということで、民間の事業者の方に委託するという事業でございまして。

その1,700万の中身といたしましては、天使の家さん、社協さん、長茂会さん、紫宝創建さんといったところの事業者さんに、今、委託を予定しているという

ことで、予算計上させているところをごさいますて、予算計上するに当たっては、年間こういった内容のものを何回するかということで事業計画を組んでございます。

事業計画どおり進めば、当然、ほぼこの予算どおり執行ということになるんですけども、やっぱりその事業所の都合もあったり、通う方の本人さんの都合もあって、回数でやっぱり計画量が少なくなっているといった状況が見受けられますので、新年度におきましては、この4業者のほかにも、ほかに少ない人数であっても、事業を受託していただけるところがあるのかどうか、そういったこともちょっと模索して、事業予算を十分執行できるようなそういった形を取っていきたいとこのように考えております。

○野田委員 予算書135ページの在宅援護事業の876万4,000円のところの委託料の緊急通信システム管理委託料425万1,000円なんですが、これについては、先ほどの説明で146台分と言ったんですかね。

(「140と言った」と呼ぶ者あり)

○野田委員 40でしたね。140台分ということで、前年比60万ぐらいプラスされておる状況ですということは、ちょっとレンタルというか、年間の、分かりませんが何人ぐらい増えたんですか、65歳以上。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長 そうですね、件数的には、例年よりも、何件、具体的な数字、ちょっと申し上げられないんですけども、若干増えつつはあります。と言いますのは、単身の高齢者の世帯が増えつつあるというのも事実なんですけれども、それ以外に緊急通報装置というこの事業が、例えばケアマネさんであったり、民生委員さんであったり、そういった方たちからお知らせいただいて、サービスの利用につながるということが最近非常に多くなっています。恐らく、そういった事業の周知というのが行き届いているのではないかなというふうには捉えております。

○野田委員 独居老人とか独り世帯の人が多くなる中で、これも一つの重要な事業かなと感じるわけなんですけれども、これを、年間どれぐらいの方が、1人でちょっと体の変調を来したとかそういうので使用される、使用と言うか利用される方というのはどのように把握していますか。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長 把握のルートにつきましては、特に、先ほども申し上げましたケアマネさんであったり、民生委員さんからの要望というのが非常に多いです。

(「通報」と呼ぶ者あり)

○川嶋福祉保健課主幹兼係長 失礼しました、通報ですね。通報につきましては、

緊急通報は、機械で管理しておりますので、センターが津のほうにありまして、異常を感知するとそれで連絡が行くという形で実際は把握しております。それによっては、例えば応答がなかったら、救急の通報につながるのかそういった形で利用されています。

○野田委員 要は、だんだんこういう利用される方ですが、必要ですので使われる方もだんだん多くなってきているだろうなという予想の下で、前年度比に比べて、やはりこういう形で多くなってきているとか、やっぱりその中で、どういう方で、どういう内容で、要は急に心臓が痛くなったとか、いろんな要因が考えられると思いますので、そこら辺の、今すぐということはできないかも分からないけれども、やっぱりその内容の分析ということも、尾鷲全体のことを考える中では必要かなと思いますので、ちょっとそういう質問させてもらったんですけれども。

○内山福祉保健課長 申し訳ございません。以前、決算委員会の時だったと思うんですけど、同じような質問をいただいて、そのときはこういった通報ございましたというような答弁させていただいたと思うんですけど、ちょっとすみません、今、手元に資料は……。

ない、申し訳ございません、今ちょっと手元に資料はございません。

○野田委員 それと、161ページのこれは分かり切ったことかも分かりませんが、補助金の病院の輪番制については、今回、尾鷲市の分だけということで、減額ということ、それでよろしいですね。

それと、165ページの健康増進事業についてなんですけれども、委託料でがん検診委託料1,907万7,000円ということで、この地域においては、こういう検診というのは非常に重要な検診だと思っております。それでその中で、そういう方が増えてきているのかどうかという、これは、予算的には520万ぐらい前年度に比べて増えているんですけれども、その点の分析はされていますか。

○内山福祉保健課長 今度は病院群輪番制の関係のほう、まずお答えさせていただきます。

令和2年のときまでは、紀北町さんのほうから尾鷲市の一般会計のほうに歳入として入れさせてもらって、それから尾鷲市から、一般会計から病院の企業会計のほうに繰り出しておったような格好でございました。

3年度におきましては、病院群輪番制のほうにつきましては、紀北町さんから直接病院の会計のほうへ支出したいというようなお話があって、3年度の予算につきましては、その分が計上、歳入として計上されない関係で、市からの支出について

も、その分が減額されているという状況でございます。

それから、165ページの委託料のがん検診委託料につきましては、金額が上がっています要因といたしまして、肺がん検診の受診率が上がっているということと、それから胃がん検診の単価アップがしたということでございますけれども、詳細については係長のほうから御説明いたします。

○東福祉保健課係長　がん検診につきましては、今申し上げましたとおり、肺がん検診のほうは令和2年度から検診体制を少し変えております。より住民の方に受診していただきやすいようにということで、年度当初、高齢の方が受けていただくことも多いのがありまして、巡回型で申込みをなく、各地区を細かく巡回してきまして、その日飛び込みであっても、肺がん検診は、前日から飲んだり食べたり、気をつけてくださいということもないですので、もう飛び込みであっても受けていただけるようにしていただくということで、肺がん検診に関しては受診率が向上しております。

また、令和2年度から、年間どの曜日で、どの日にちであったとしても、例えば4月、5月、6月当初に、3月分であったとしても、御自分の都合のいいときに申込みができるというような申込みも自由にできる体制を整えております。それにおきましても、少し受診率が向上しているのもありまして、令和3年度につきましては、さらに受診しやすい体制を整備していきたいと考えておりますので、受診率も少し上向き、上げたもので予算を見込んでおります。

以上です。

○野田委員　件数的には、前年度と比較して、今回、予算でどれぐらいを見込んだとか、前年度をベースにしてどれだけ見込んだとか、そういうところの分はありますか。なかったら、また後でもよろしいですけど。

○南委員長　よろしいですか。

○東福祉保健課係長　後で資料として詳細に御報告させていただきます。

○野田委員　本当に、この地域は、予防医学ということで非常に重要なことだと思っていますので、また、そういうデータ等よろしくお願いします。

そして、最後ですけれども167ページの母子保健事業についてなんですけど、ちょっと、このところで1,118万6,000円というのが予算に上がっていて、委託料としてはこれは前年とほとんど変わっていない部分だと思うんですけども、主要施策の中の33ページのところで、ちょっと僕、一つ気になることは、自分も子育てしてきた中で気になるところは、育児事業の内容というところで、育児サー



クル“はっぴい”、子育てサポート等が中心となり母子の居場所づくりというのを書いていただいているんですけども、もっと、今、尾鷲の子育てを終わった世代の方なんか、要は60前後ぐらいから65ぐらい、年齢は、ちょっと、僕は、今ぼつと言っただけですけども、そういう方がやっぱり次の世代の子育てをしている方の悩みとか、もっと心が落ち着くような、そういう経験のある方のサポートというのは僕は非常にちょっと気になるところで、そういうところがあるのかなのか、やっているのかどうかということと、今後、そういうところを、福祉保健課のほうはどのように考えているのかなというのをちょっとお聞きしたいんですが。

○東福祉保健課係長　この子育てサポーターにつきましては、今委員おっしゃっていただいたまさしくその方々、もう子育て終わりました子育ての先輩でありますとか、それからおじいちゃん、おばあちゃんの世代という方々が、本市の養成講座を受けていただきまして、なっていたいております。

今、コロナ禍ですので、皆さんで集まっていただきまして、実施していただくことはできておらず、ほとんど個別対応で、保健師の赤ちゃん相談以外に、サポーターさんが中心になりまして、個別の面談を、時間を取らせていただいております。

ただし、コロナ禍になる以前につきましては、子育てサポーターさんたちが企画、運営もしていただきまして、福祉保健センターに併設しております子育て世代包括支援センターにおきまして、親子の集いの場、会っての居場所づくりというのを実施しております。

これにつきましては、今現在、復活は難しいところではあります、個別対応も含め、つらい子育てを支援していけるような体制を今後も検討してまいりたいと思っております。

○野田委員　ありがとうございます。

○三鬼（和）委員　134、135なんですけど、老人福祉一般事務費258万8,000円のうちの工事請負費148万5,000円が、説明の中では空調機という説明されたみたいなんですけど、これは平成2年度のコロナの臨時交付金等でも大がかりな空調機の整備というんですか、委員会においては、こんないいんですかと確認もさせていただいて、かなり大がかりな工事をしたとは受け取っておったんですけど、まだほかにもしなくちゃいけないのがあるんですか。

それと、先ほど仲委員とか濱中委員が言われておりましたように、地域支援事業については、先ほど濱中委員の答弁の中には、新たなこういった事業所なんかも探してみるということを言われておりましたけど、これ、やっぱり特に地域支援体制

整備事業については、趣旨だけ伝えてやるのではなく、もっと市のほうがこの事業成果というのを検討した上で、次の施策的なものをやるべきじゃないかと思うんですが、やっぱりこういうのをしっかりやらないと、多分に広域において保険給付費が増えてくるところへつながっていくのではないかなと思うんですけど、この辺についてもちょっと原課として、その辺まで広く考えておられるのかどうか、御答弁願います。

それと、もう一点は、162、3で、先ほど伺っていますコロナ対策において、今、いろいろテレビとか新聞、メディア見ておるとアナフィラキシーというのが非常に問題視されておる中で、事前に先ほど電話で相談とかは受けるというのがあったんですけど、全市民予防接種を目指すという中では、やっぱり当日においても、この問題を問い合わせるといふのかな、やっぱり、報道、ワンセグとか案内だけでは理解できやん方もおろうかと思うんですけど、現場においても、このアナフィラキシーというのは、これを相談受けたりとかそういった体制というのは大丈夫なんですか。これで時間とかそういうのがかかってしまうと、非常に予防接種するのに差し支えるのではないかなというのが、今、一つの問題でもあろうかと思うんですけど、その辺はどう対応を検討されておるのか、詳細説明してください。

○内山福祉保健課長 聖光園のエアコンの整備についてお答えします。

コロナの交付金事業で整備した場所につきましては、複数の方がお集まりになる食堂とか脱衣場といったようなところが感染の可能性があるといったことで、交付金の対象とさせていただきました。今回のこの工事請負費につきましては、居室のエアコンでございまして、これは、数年前から毎年年度計画で2部屋を間仕切りしていますので4台になるんですけど、そちらを毎年更新しております。それで、この3年度が最終年となって、居室が全てこれで終わるといったものの整備でございます。

それから、老人福祉のほうの総合事業のほうの介護予防の件なんですけれども、もともこの事業を計画するに当たっては、私どものほうで計画書をつくって、そちら、事業者さんにお見せして、その中で調整していくというものでございますけれども、結局のところ、介護予防事業をすることによって、介護保険料の値上げを抑えたり、あるいはその本人さんの健康寿命を延ばすといったところが本来の目的であると思っておりますので、そういう意味では、当然、進捗状況も管理する必要がありますし、どういった効果があるのかといったその辺のチェックも必要でございますので、より一層にその辺は一つを諮りながらやっていきたいと思っております。

それから、コロナのアナフィラキシーショックの話ですけれども、私どもとしては、集団接種会場においては、当然、紀北医師会の先生方もそのことを心配されておって、接種と問診だけではなくて、そういった場合の対応の先生も待機させたほうがいいんじゃないかと、専属でといったお話もございましたし、救急搬送の場合に、消防車の配置もということで、私も、もう今消防のほうとは調整しているところでございます。

事前に、打つ前にまずアナフィラキシーショックはどういったものかというものの御説明も必要でございますし、接種会場でもアナフィラキシーショックの説明もした上で接種に臨んでもらうということを想定、予定をしております。

ただ、今、委員おっしゃったように、これまではあまりアナフィラキシーショックのことは報道されていませんでしたけど、ここは、最近されていますので、その件の説明について、若干我々のもともとの1人当たりの時間の単位時間設定が、もしかすると接種まではまだ時間がございますけれども、若干延びる可能性は今のところあるかも分からないというような予想はしています。

○三鬼（和）委員 分かりました。クーラーについては、じゃ、今年でほぼ個室等の切替えが終わるということで、理解したらいいですね。それと、あと、この前のコロナの関係で広く集まるというか、食堂とかみんなが集まる場所についても、整備ができたということで、当分、何が起こるか分かりませんが、今のところ、当分計画しておったことは全て終えたと理解したらいいわけですね。

それと、もう一点、今の地域支援事業につきましては、やっぱり毎年、毎年、新たな痴呆になられる人もまだおるかも分かりませんが、やっぱり一応、今までやってきた事業の下に、やっぱり市のほうもやっぱり計画の見直しとか練り直しとか社協に、全部、生活支援コーディネーターさんとかに任せっきりでなしに、やっぱり何を満たすかというのはちゃんとしないと、事業の未消化になっていたりというのも困ると思いますし、本市だけじゃなしに、やっぱり広域において介護保険の給付が伸びてしまうということは、また国保からの繰り出しが増えるということの繰返しになりますもので、やっぱりこの辺は力入れるべきというか、国もこれは施設介護、北欧とかいろいろ、施設介護を目指したところの、今ちょっとそれが、それが施設介護が進んだ中のこういったことの波が戻ってきたような感じの、また福祉のやり直しというのか、そこのところを埋めていくというのは、この事業だと思うので、やっぱり力入れるべきじゃないかなと思います。

それで、今のアナフィラキシーについては、やっぱり相談があったりとか救急車

を待機もさせるといふか、消防も待機させるとは聞いたんですけど、いざ、そういうのが発生したときになるといふと、相当な大きな時間ロスというのが出て、計画したとおりに行かないということが始まるのではないかと、それと、やっぱりこういう方が出たときには、速やかに対応することによって、接種は接種で、ただ現場で早い時期にそういう症状の人が出たら、後々打つ人のことも、若干影響も出てくるんじゃないかなと思うので、今一番、予防接種に関して、想定段階で、対応していかなくちゃいけないのは、このことじゃないかなと思うので、やっぱりじっくりこの辺は、お医者さんとかの関係者等を踏まえて、万全を期す、できるだけ万全を期すといふのか、それにしてほしいなと思うんですけど、その辺についても再度、御説明ください。

○内山福祉保健課長　今回のワクチン接種につきましては、早くから紀北医師会の先生方々と、それから薬剤師会の先生、それから尾鷲総合病院の先生と連携する中で、もう相当初期の段階から打合せをさせて頂いていただきました。確かにアナフィラキシーショックの件、先ほどされていますようなことは、もともと想定はしていたんですけども、ちょっとあまりにも件数的には多いということで、今後、近々もまた会議をする予定ではいるんですけども、そのことについても当然テーマで上がってきますし、対応方法についても、慎重に検討していきたいと思っております。

すみません、地域支援事業につきましては、やはりもともと介護保険制度を維持存続しようという国の考え方からこういった介護予防事業を導入してきたというのは、私ども十分承知しているところですし、市民の方々にも、この制度を十分御活用いただきたいというのがもともとの考えでございます、やはり介護予防というよりも、健康寿命をどうやったら延ばせるかということが一番大前提であるといふふうに認識しておりますので、その辺については、再度また制度設計、チェック体制も含めて、改めて協議をし、無駄のないといふか有効的な活用の方法について、考えていきたいとこのように考えています。

○三鬼（和）委員　この、もう地域支援事業につきましては、国が制度をつくって、それまでに高い介護保険料を払っていくわけですので、どうしてもケアマネさんとか、もう直接施設に相談したりといふことが多いと思うんですね。それまでは、みんな自分のうちで何とかできるまでといふのは、やっておられると思うんですけど、そういったものの中へこういった事業を組み込むかといふことなので、大変、ちょっと順番的に難しいと、本来はこの制度ができたときに、こういったのをつく

った上で、施設介護とか在宅介護なんかということをするということをしなくちゃいけないのをやらずにきて、今になってからこういうのをせいという国の方針も何か変やとは思いますが、ただ、こういうのをしないといと、どんどん保険料が上がるという一方ですので、やっぱりせざるを得ないところがあるので、力をやっぱり入れてほしいな、入れてほしいというか、効率よいような形の分かりやすいような事業にしてやってほしいなとは思っていますのでお願いしたいなと思います。

○小川委員 133ページのところです。

地域生活支援事業費の中に、成年後見制度申立手数料5万円があるんですけど、これって日常生活自立支援事業の中から移行するあれなのかどうかというのと、それで、141ページにも成年後見人申立手数料というの11万というのがあるんですよ。これは相談に来た人のやつなのか、これ二つとも首長申立ての分のどう違うのかなと、人とついているのと、ついていないのと。

○福山福祉保健課長補佐兼係長 133ページの地域生活支援事業の成年後見人に係る費用については、精神障害者の方と知的障害者の方を対象とした予算の計上をしております。

○小川委員 もう一個、普通のやつと。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長 141ページの任意事業の成年後見人申立につきましては、高齢者の方、認知症であったり、そういった形の申立て費用の助成ということになります。

○小川委員 これ、申立て費用というの、1人首長申立て5,000円の勘定をすればいいんですか。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長 申立て費用につきましては、5,000円……、個人、個人さんによって、申立手数料というのはちょっと違ったかと思っておりますので、ごめんなさい、ちょっと手元に資料なくて申し訳ございません。

○小川委員 これって、首長申立てとはまた違う種類なんですか。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長 首長申立てに係るものでございます。

○小川委員 首長申立ての場合って、金額って決まっておったように思うんですけど、違っていませんか。後で見てください。

それと、成年後見人協議会委員報酬11万になっているんですけど、先ほどの条例のところ、6,600円ですか1人当たり、10人以内となるんですけど、これ、何人で何回分の協議会の分なのですか。

○内山福祉保健課長 141ページの報酬の11万9,000円につきましては、

1人当たり6,600円の3名掛ける6回ということで見込んでおります。

○小川委員 3名。3名で十分なんですか協議は。

○内山福祉保健課長 協議会の中には、当然、私どもも入っていますし、保健所の所長、公務の方も入っていますので、公務以外の方の報酬ということでございます。

○奥田委員 すみません、老人福祉費のところちょっとお伺いしたいんですけども、予算書でいうと136、137のところの、上のところ、補助金、老人クラブ連合会助成金、これ154万7,000円になっていますけど、これは減額していないかなと感じ、以前180万ぐらいじゃなかったかなという気がするんですけど、15%ぐらい減額になっていますよね。その理由をちょっと教えてほしいんです。

○内山福祉保健課長 老人クラブさんに対する助成につきましては、本年度が150万7,000円で昨年度が175万6,000円でした。

この減額の理由につきましては、単位の老人クラブさんが昨年度は24クラブございまして、この新年度は19クラブの予定でございます。ですので、1クラブ、4万9,500円という単価でございますので、その分が減額となったわけございまして、そのほかにも福祉大会とかシニアスポーツ大会とか世代間交流とかいうイベントもしていただいていますので、そういった補助金はまた別途、今、単位の計算とは別にありますけれども、この減ったようににつきましては、単位の老人クラブさんが減数となったということでございます。

○奥田委員 たしか、今、65歳以上の高齢化率、もう44パーを超えたんかな。

どんどん増えていますよね、毎月、毎月見ていると、という中で、老人クラブが減っているというのはどういうことなんやろうな。入る人が少ないということ、どういう理由ですかね。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長 そうですね、最近の傾向によりますと、高齢者の方、以前と比べましてその生活様式というのも変わっております。特に、65歳を超えても就労されている方というのがたくさんいらっしゃいます。恐らくそういうお仕事の関係で、会員数も減っているのではないかなというふうに考えられます。

○奥田委員 何か不思議な感じするのですけどね、何かね、これね。減っているというのは……、分かりました。

もう一点、すみません、その前のページの135ページのところの先ほど補正のところもありましたけど、聖光園の指定管理料、これ8,617万5,000円とい

うことなんですけれども、これは先ほどお聞きしたら、地元の方は36人ということで予算はじいていたということですけど、先ほどの話だと、今、地元の方がさっき修正されて40人ということなんでしたけど、この予算はどのぐらいの人数ではじいておるのですか。

○内山福祉保健課長　この予算につきましては、2年度の当初予算と同じく36名ということで、予算をはじいています。

○奥田委員　その36やったら、足らんやないですか。今40なんでしょう。そうすると、40人いるのに36人の予算で組んだということは、足らんやないですか。それ、どうするんです。

○内山福祉保健課長　従来、聖光園につきましては、定員が50名でございまして、毎年36という市内の方が36名という予算計上をしまして、その年、年によっては36名が増えたり減ったりするわけでございますけれども、その入居者の居住地によっては、当然、中身変更してございますので、当初予算としては、50名の定員で、市内の36名の方ということで管理料をスタートさせたいと、状況に合わせて、また今後調整していきたいとこのように考えています。

○奥田委員　でも、今、40人おるんやったら、40で組まないと足らなくなってくるんじゃないかな。というのは、これ増えたということは、やっぱり新型コロナの影響でもあるんですか、生活困窮とかそういう人が増えたとか。それが原因だとすると、また、そのまま、これ、減るということはないと思うので、予算足らんということになってきません。僕のちょっと、考えおかしいかな。

○内山福祉保健課長　今現在、3月1日現在で49名というふうに御説明させてもらったんですけども、その前の11月1日の時点では45名ということでございまして、ここ最近4名の方が急に審査を終えて、入居することになったわけですけども、やはり入居する方によっては、私たちの予想できないような状況で入居されたり、退出されたりするということもありますので、基本は、まず50名の定数に対しまして36名の市内の方ということで、まずはしておいて、増減によっては今後調整していくというようなこれまでも予算編成してございます。実際、49名となったのも3月1日の時点でございまして、実際はこの当初予算編成の時点においては、まだ49名っていない状況であったということで、どちらにして、いずれにしても、数字に変動があるということでございまして、まず基本の50名の市内36名というような割合の数値として予算を計上させていただいて、今後、中身に變動があるようであれば、また御協議をお願いするというよ

うなこともあるかと思いますが。

○奥田委員 その辺はまた変動あるということで、補正で出てくるでしょう、足らなんだらね。

それで、ちょっと、1点お伺いしたいんですけども、先ほどからワクチンの話が出るじゃないですか、これ、やっぱり僕、正直言うとね、フェイスブックやっておるんですけど、僕のフェイスブック仲間とか、それから僕の周りの人は、やっぱり副反応が怖いと言って、僕自身もそうなんやけど、僕も薬弱いんですわ。薬飲むと、風邪薬飲むだけで、逆に熱が上がったりするもので、それはやっぱり免疫力があるというか、体が反応しておるから体温が上がるんやという人もおるんやけど、なかなか、僕、薬飲まんですわ。予防接種も、もう何十年としたことないんですよ、インフルエンザの。だもんで、今回も、僕自身はちょっと打たんとおこうかなと思っておるんですわ。やっぱり副反応どうなのかなという気にする、聞いてくる人もおるし、僕自身も分からへんし、だからそういう不安っていっぱいあると思うんですよね。先ほど午前中だったかな、課長は、混乱しないように正しい情報を流していくんですというけれども、でも今の尾鷲市って新型コロナのことを全然流さないじゃないですか。非常に情報開示が消極的でしょう。混乱しないようにと言って、正しい情報を流したら混乱するだろうと思ったら、流さないじゃないですか、あなた方。どういう判断しておるのか分からんけどね、あなたの中で判断基準があると思うんやけど。だから、きちっとその辺のところを、僕は心配しておるんですけど、本当に情報開示してくれるのかという、今のところどうなんですか、その副反応の情報開示のことで、もう一つ、今のところどうですか、やっぱり副反応の気にする相談というの結構あるんじゃないかなと思うんですけど、どうなんですか。その2点ちょっと。

○内山福祉保健課長 副反応の症状については、重い方もいらっしゃるけど、中にはいらっしゃるということで聞いていますけれども、比較的軽いというか、数種類の症状が、腕が腫れたり、痛かったり、かゆみが出たりといった、あと頭が痛くなったりというような症状がどうも全国的にあるというふうに聞いています。それらの検証については、今、国のほうで検証されていますので、それを本当に副反応と捉えるのかどうかということも、どうも協議されているようですので、その辺が明確になった時点で、私どもも市として、市民の皆さんにお伝えしたいというふうに思っていますし、もうしばらく国のほうの、どういった説明があるのかというほうも、しばらくは注視していきたいなと思っています。



今現在の副反応についての御相談については、保健センターで窓口を設けていますけれども、医療的なことに関しては、県のセンターのほうにお願いしているという状況ですけれども、それについて、ちょっと担当係長のほうから御説明申し上げます。

○東福祉保健課係長　　現在、保健センターにこの3月1日から寄せられている相談は20件あります。その中には、確かにアレルギー反応がきついで、打たなければいけないのですかというような御相談は数件ございます。その場合は、先ほど一番最初に御説明したように、これは強制ではございませんので、国も説明しておりますが、打ったほうがよい、感染対策とそれからアレルギーのきつい症状があった場合に、ワクチンを打ったほうが感染予防のほうが上回る利益が、利益というか、御本人さんにとってよりよいという判断したときに接種になりますというような、接種してくださいというような、説明になっております。私たちが実際に御説明いたしますのは、まず、不安ながらも接種していただくことはないので、主治医の先生と十分に御相談していただいて、接種を決めてください。それでも、決められなかった場合は、接種会場でも医師の間診がありますのでというふうに、御説明いたします。また、これから順次、各会場で接種が進んでまいります。実際の接種期間は来年の2月いっぱいとなっておりますので、途中でいろんな状況を見ながら接種したいなと思ったとしたら、65歳以上の方でありましても、接種する機会は設けることはできますのでというような御説明はしております。

それから、副反応についての御説明は、皆さん不安のあるところだとは思いますが、今までの説明のとおり、確かにワクチンという異物を体の中に入れることとなりますので、どの予防接種に関しましても、副反応をゼロにするということは大変難しいことだと言われております。その症状がどのような症状があつて、それから何日目ぐらいに出て、何日ぐらいで消失するというようなことが、今、国のほうで、2月から始まっています先行接種の医療従事者の方々に調査が進められておりますので、それについて、正確な報道が出次第、御説明するように、周知するようにしております。

さらに、もうそれに先立ちまして、ファイザー社における副反応等の資料が出ておりますので、広報4月号には、市民の皆様にもそれを周知できるようにということで掲載予定でおります。

また、実際接種される65歳以上の方には、国が厚生省が出しておりますワクチンの副反応等に関する情報につきましても、個別で送付させていただく予定になっ

ております。

以上です。

○奥田委員　　今の話聞いておって、副反応はゼロじゃないと聞いて、ちょっと余計僕も怖くなってきたんやけれども、必ず副反応あるということですよ。ですので、その辺のきちっとしたやっぱり情報を出してくださいね、これから。不安な人多いと思うんです。ですので、先ほどから、先ほど内山委員も言われておったけど、接種率の競争とか、もしかして起こる可能性もあるもので、自治体の、打たなかった人を責めたりするようなことがないように、そういう誹謗中傷とか、僕もちょっと迷っておるんですわ、今、正直、僕は注射打たないものでね、本当に。打つとあかんのですよ、本当に、熱、出るもんだから。だもんで考える、そういう人、結構おると思う、不安な人も結構おると思うもので、打たなかったからといって責めるような、そういう誹謗中傷がないような、そういうことだけ、またお願いしますよ。

○濱中委員　　答弁要りますか、いいですか。

○奥田委員　　いいです。

○濱中委員　　129ページです。

これの右下の在宅援護事業の中の療育教室の事業についてお伺いしたいと思えます。

この2年度においては、やはり開催がなかなか難しかったふうには聞いておりますが、それ以前にやはり社協のほうの事業になっていたり、直営になっていたり揺れる時期もあった事業ですので、昨年と比べますと僅かですが増額されております。必要とする人数も毎年増えているようなことも聞くんですけども、今年度は紀北町と合わせて1か所というふうな先ほどの説明を受けましたが、以前からその後継者、これの専門員の後継者の話ですとか出ていますけれども、今年は安定して1年間、事業ができる体制が整ったと理解してよろしいですか。

○福山福祉保健課長補佐兼係長　　そうですね、委員さんのおっしゃるとおり、一応、令和3年度につきましては、通常どおり行われる予定になっております。

○濱中委員　　恐らく、初めて、これから今年度から参加される親御さんとかもいると思うんですけども、できるだけ保護者の方たちの要望を聞くという形ではなんやと思うんですけど、運営に関して、やはり意見交換が必要な部分って結構あるように感じましたので、そういった皆さんの声を聞く機会をぜひ多く持っていただいて、その専門員の方の後継に関してはどういうふうにご考えられていますか。後継育成ね。

○内山福祉保健課長　　今、この療育教室につきましては、尾鷲市と紀北町が実施主体というか形になって、結果的には社協さんに委託をしておるという状況でございます。社協の保育士さんが主体となり、その他ボランティアの方々も、この事業、教室に御協力いただいて、この教室が成り立っているということでございます。

今後の人材育成の件に関しましては、当然、我々もその辺が一番ちょっと気にしているところでもございまして、運営するになっても、尾鷲市単体では運営できませんので、当然、今後も紀北町、場合によってはほかのところも協力してこういった教室を継続していく必要があるんですけども、その辺については、課題として捉えているわけですけども、実際、運営する形が、今がベストかどうなのかといったことも含めて、その辺は協議していきたいと思っています。

○濱中委員　　この間からの障害者、障害児の計画の中でも、やっぱり発達支援センターの必要性というのは強く言われながらも、この地域ではなかなか難しいというふうな説明をいただいておりますし、恐らく、この療育教室の辺りがこの発達支援センターに今では代わるものになっているのかなという気がしております。

県の制度がころころ変わるような状況がありましたから、行政のほうの制度が変わることで、利用者さんに直接御迷惑かけたり、御不便かけたりということのないように、ぜひお願いしたいところですので、後継者は1年では育たないというふうにも聞いておりますので、複数年計画になるかと思っておりますけれども、ぜひ時間をかけていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○南委員長　　他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　　ないようですので議案第11号の当初予算の審査は終わりたいと思います。

続きまして、議案第21号、尾鷲市高齢者保健福祉計画についてと議案第22号、尾鷲市障がい福祉計画・尾鷲市障がい児福祉計画についての2本を合わせて説明をお願いいたします。

○内山福祉保健課長　　それでは、議案第21号、尾鷲市高齢者保健福祉計画につきまして御説明いたします。

本計画につきましては、老人福祉法に基づき策定するものでございまして、現在の計画は、平成30年度から令和2年度までの3か年を計画期間として策定したものでございます。

国の動向等を踏まえまして、これまでの取組の理念と方向性を引き継ぎつつ、令

和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間として策定しようとするものでございます。

それでは、計画のほうを通知させていただきます。

○南委員長 この件については、もう2回にわたって当委員会でパブリックコメントも踏まえて、説明をしていただいておりますので、特に、着眼点のところだけに絞って説明をしていただきたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長 それでは、令和3年度から5年度の尾鷲市高齢者保健福祉計画につきまして御説明いたします。

1 ページ目を御覧ください。

第1章では、計画策定の背景、法的な位置づけ及び計画期間、策定体制を掲載しております。

各計画策定の背景につきましては、本市では、国や県を大きく上回って高齢化が進んでおり、さらに今後は、団塊ジュニアが高齢者となり、現役世代が急速に減少していく局面を迎えることから、高齢者を支える地域の担い手不足や社会の活力維持向上が課題となってまいります。

そのような中、地域住民と行政が協働し、地域や個人が抱える課題を解決していく、包括的な支援体制を整備することが求められており、地域包括ケアシステムは、この地域共生社会を実現する中核的な基盤であるとしております。

こうした動向を踏まえまして、高齢者福祉のさらなる充実とニーズに対応できる体制の構築に向けて、基本的な方向性と具体的な施策を明らかにすることを目的としまして、本計画を策定することとしております。

次の2ページ、そして3ページを御覧ください。

こちらでは計画の法的位置づけ及び計画期間、策定体制につきまして記載しております。

本計画は、老人福祉法の規定に基づき策定するものでありまして、介護保険法の規定に基づき、紀北広域連合が策定する第8期介護保険事業計画と一体性を保つものであり、3か年を計画期間として策定するものでございます。

また、尾鷲市総合計画や尾鷲市健康増進計画、三重県の高齢者計画であるみえ高齢者元気・かがやきプランなどといった計画との関連を十分踏まえた上で策定していくものでございます。

なお、本計画の中には、後ほど御説明いたします成年後見制度利用促進基本計画につきましても含めることといたします。

続きまして4ページからを御覧ください。

第2章では、本市の高齢者の状況としまして、人口、世帯、要介護認定者の推移及び計画期間における推計人口を整理しております。

計画期間における高齢化の推移ですが、本年10月1日では44.1%である高齢化率が、令和5年度では45.4%になることが見込まれておりまして、今後、さらに高齢化が進むものと予想されております。

また、介護認定者につきましては、要介護1の方が認定者のおよそ4分の1を占めていることから、今後こういった方たちに対しまして、重度化防止の取組がさらに必要ではないかと思われる結果となっております。

続きまして、13ページからを御覧ください。

第3章では、尾鷲市及び紀北広域連合で実施しましたアンケート調査の概要及び市民の方々との意見交換会やパブリックコメントの結果をまとめております。

続きまして35ページを御覧ください。

第4章では、計画の基本理念と施策目標を掲載しております。

第4章では第3章までで触れております本市の状況であるとか課題、またアンケート結果などを踏まえまして、本計画では行政による公助と合わせて、多くの主体が協働しながら取組を継続的に行っていく、さらに地域社会の助け合い、いわゆる互助、そして自助をより一層促進する展開期と捉えまして、制度や分野の枠、あるいは支える側と支えられる側といった関係を超えて、一人一人が役割を持って助け合う地域共生社会の実現を目指して、地域包括ケアシステムの進化、推進を目指し、現在の計画を引き継ぐ形で、基本理念をいきいきと元気に住み慣れた地域でずっと安心して暮らせるまちづくりとしまして、この理念に基づき、37、38ページに、具体化するための施策目標を七つ設定しております。

また、本計画におきましては、特に重点的に取り組むべき施策を三つ設定し、効果的な施策の展開を図ることとしております。

次の39、40ページを御覧ください。

まず、重点施策の一つ目は、介護予防・健康づくり施策の充実・推進としまして、高齢者一人一人の状態に応じた効果的な介護予防を展開するとともに、地域住民が自主的に活動できるよう支援し、運動習慣をはじめとする介護予防の理解を深めることで、高齢者の健康づくりにつなげてまいります。

また、近年こういった事業に参加いただける方の固定化が見られることから、これまで参加いただけなかった方やいわゆる健康づくりにあまり関心がない方に対し

ましても、積極的にアプローチを行うこととしまして、こちらに掲げております六つを重点的な取組として進めてまいります。

次に、二つ目の重点施策としまして、認知症高齢者支援の充実としております。

認知症の方御本人やその家族が、地域の中で安心して暮らし続けるよう、共生と予防を施策推進の車の両輪として進めてまいります。

そのために、認知症に対する周知、啓発、あるいは本人やその家族に対する支援、また個別の困難ケースにつきましては、複数の専門職から成る認知症初期集中支援チームによる支援を多職種が連携することによって、包括的、集中的に行い、自立生活へのサポートを行います。

重点的な取組としましては、こちらに掲げております、六つを中心に進めてまいります。

最後に、三つ目としまして、在宅生活を支える体制の強化を挙げております。

こちらでは、地域ケア会議を充実させることや医療、介護の連携の強化、また民生委員や生活支援サポーターをはじめとする地域住民の方などといった個人、あるいは団体が連携して、地域での見守り体制をより一層強化し、それと並行して地域で生活を続けられるよう、生活支援サービスの充実を図るなど、支え合いの仕組みづくりの構築を目標としまして、四つの重点的な取組を挙げております。

次に、41ページを御覧ください。

第5章では、七つの施策目標ごとに、それぞれの項目についての現状と課題、施策の方向を掲載しております。

施策目標の1では、地域包括ケア推進のための基盤の整備としまして、地域包括ケアを構築する上での中核を担う地域包括支援センターの機能強化を図る取組を展開するとともに、近年では、制度や分野の枠を超えて、課題を解決することが求められておりまして、そうした観点から、地域ケア会議を通じて、多職種の連携や地域課題の発見と地域づくりや政策形成につなげることとして、主な施策として、地域包括支援センターの機能強化、あるいは相談体制、情報提供の充実、地域福祉活動の推進の三つを掲げております。

次に、46ページを御覧ください。

施策目標の2では、生活支援サービスの充実としまして、高齢者の在宅生活を支援するために、これまでの事業所によるサービスの提供と合わせて、多様な主体による生活支援サービスを充実させることによって、住み慣れた地域で安心して生活できる体制を構築することを目標としまして、要支援者などに対する訪問型、通所

型のサービスの提供や担い手育成といった介護予防、生活支援サービス事業の充実、食の自立支援などといった独り暮らし高齢者等への支援、そして身体的、精神的あるいは経済的負担を軽減することを目的とした介護家族への支援、そして公共交通や福祉有償運送といった移動手段の確保など、外出支援の充実の四つを主な施策として上げております。

次に、53ページを御覧ください。

施策目標の3、認知症対策・権利擁護の充実としまして、こちらでは、認知症になっても、住み慣れた地域でできる限り暮らし続けることができるように、認知症の早期発見、初期支援を進めることとともに、認知症に関する正しい知識の啓発活動、また本人や家族への支援を充実させることを目標としまして、主な施策の一つ目として、認知症対策の推進といたしました。

また、二つ目の施策に挙げました高齢者の権利擁護の充実では、虐待や差別を未然に防ぐ取組を進めるとともに、権利擁護の取組、そして成年後見制度の利用の促進を挙げております。

成年後見制度につきましては、59ページから、今回新たに成年後見制度利用促進基本計画を策定し掲載しております。

本計画につきましては、成年後見制度の利用の促進に関する法律におきまして、本制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされておりまして、本市におきまして、本制度の利用の促進に関する施策について、計画的に推進を図ることを目的としまして策定するものであります。

計画の内容としましては、制度の概要、本市の現状と課題、そして協議会をはじめとする連携体制、申立てに関する助成事業などを掲載しております。

次に、64ページを御覧ください。

施策目標の4としまして、医療と介護の連携体制の構築、主な施策を、地域医療と介護の連携強化を上げております。

平成30年度に設立しました紀北在宅医療介護連携支援センターを中心としまして、在宅医療と介護にまたがる支援を包括的、継続的に提供できるよう多職種の研修等を重ねていきながら、より一層、顔の見える関係を築き上げるとともに、アドバンスケアプランニングや、みとりなどについても、住民公開講座などを通じて、意識啓発を図ってまいります。

次に、66ページの施策目標の5につきましては、健康づくりと介護予防の推進としております。

本施策目標では、まず健康づくりの推進と生活習慣病の重症化予防としまして、1の健康づくりの推進では、高齢者の方が主体的に健康づくりに取り組み、健康づくりに対する意識を高めていただけるように、予防事業を効果的、効率的に展開していくことと合わせて、そういったことを、運動や食事面から支援していく取組、そしてかかりつけ医などを持つことの重要性の普及を図ってまいります。

そして、2の生活習慣病の重症化予防では、定期的な検診受診、重症化予防対策を進めるための保健指導を実施することとしております。

次の68ページの介護予防・フレイル対策推進では、特にフレイル対策、またオーラルフレイル対策につきましても、早期の段階で予防する取組を進めていくこと。ほかにも住民の自主的な活動への移行支援、そして健康に対する関心が低い方へのアプローチ対策として、フレイルをはじめとする予防の大切さの周知、また介護予防の場で健診の受診勧奨を行うなど、事業間の連携を図ってまいります。

続いて、73ページを御覧ください。

施策目標の6としましては、安全・安心な生活環境の確保としております。

高齢者は、災害時に避難する際に支援を必要とする避難行動要支援者であることから、支援体制の整備としまして、防災意識の啓発やエリアワンセグなどの情報伝達体制の強化などの災害時における避難誘導體制の確立、また安心して生活できる環境づくりのため、悪徳商法の防止対策などの防犯対策、消費生活対策の推進、また、交通安全対策、防火対策の推進の取組では、交通安全意識の高揚に引き続き行うとともに、カーブミラーやガードレールなどの整備を行います。

また、住まいの場の確保の取組では、養護老人ホームの運営など、四つの施策を挙げております。

79ページを御覧ください。

最後に、施策目標7としまして、高齢者の生きがいづくりと社会参加の支援を上げております。

こちらでは、生涯学習をはじめとする活動や老人クラブ、ボランティア活動に対する参加への支援、あるいは高齢者の就労支援といった取組を主な施策として、生涯学習講座の充実をはじめとする生涯学習、スポーツ活動の支援、老人クラブなどの高齢者の地域活動支援する老人クラブ活動、ボランティア活動等への支援、そしてシルバー人材センターなどの支援といった就労への支援の三つを上げております。

84ページからの第6章、介護保険事業の推進につきましては、第8期介護保険事業計画より主要な内容を抜粋して掲載しております。



また、100ページからの資料編につきましては、策定委員名簿、用語解説等を掲載しております。

以上でございます。

○南委員長 併せて22号も。

○内山福祉保健課長 そうしましたら、議案第22号、尾鷲市障がい福祉計画・尾鷲市障がい児福祉計画につきましては3年間の計画年度が終わって、令和3年度から5年度までの計画期間としてございますので、こちらのほうにつきましては、課長補佐のほうから御説明します。

○福山福祉保健課長補佐兼係長 それでは、議案第22号の第6期尾鷲市障がい福祉計画・第2期尾鷲市障がい児福祉計画について御説明申し上げます。

通知いたします。

それでは、1ページ目の第1章、計画策定にあたってを御覧ください。

計画策定の趣旨につきましては、先ほど課長から説明があったとおり、現計画が今年度をもって終了するので、引き続き計画を策定していくものでございます。

それから、2点目の障害者支援・障がい福祉をめぐる動きにつきましては、これまでの障がい福祉制度、法律等の改正についての説明文の記載をしております。

続きまして、2ページを御覧ください。

2ページ目の表でございますけれども、障がい者支援、障がい福祉をめぐる各年度ごとの法律改正を記載した表になっております。

続きまして、3ページ目の3、計画の位置づけにつきましては、障がい福祉計画、障がい児福祉計画それぞれ3年の計画期間となっております。

それから、4、計画の期間は、令和3年から令和5年度でございます。

それから、5、障がい者の定義につきましては、本計画における障がい者という語については、障害者基本法第2条で定められる、身体障がい、知的障がい、精神障がいがあるため継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける人等を称することとしております。

続きまして、4ページを御覧ください。

第2章、障がい者の状況でございます。

1、身体障がい者の状況としまして、令和2年度で1,106名の方が身体障害者手帳をお持ちになっております。年度ごとの動きにつきましては、微減となっております。

続きまして、5ページ、知的障がい者の状況につきましては、令和2年度で15

8名の方が手帳を所持されております。年度ごとの傾向としまして、増加傾向にあります。

続きまして、6ページを御覧ください。

精神障がい者の状況にございましては、令和2年度で112名となっております。こちらにも増加傾向にございます。

続きまして、7ページの第3章、国の基本方針とサービス体系としまして、国が示す障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針というのが昨年5月に出され、それを基に本計画を策定するものでございます。

それから、下の表の基本指針の見直しの主なポイントにつきましては、全計画を深掘りしていくための10個のポイントとして記載をしております。

続きまして、8ページを御覧ください。

2の障害者総合支援法に基づくサービス体系につきましては、障がい福祉サービスは、介護の支援を受ける場合には、介護給付訓練等の支援を受ける場合は、訓練給付等に位置づけられ、それぞれ利用の際のプロセスが異なるということで、概念図を記載しております。

それから、9ページの第4章、基本指針に基づく目標値については、国の基本指針に示されている成果目標について記載をしております。

続きまして、10ページ目に成果目標に対する目標値につきましては、それぞれ地域生活支援拠点の有する機能、今、現状値が一つもございませんけれども、令和5年度までに1か所を目指すものでございます。

それから、(2)の福祉施設の入所者の地域生活への移行については、令和5年度2名を目指すものでございます。

それから、11ページの(3)、福祉施設から一般就労への移行等につきましては、就労B型事業所で令和5年度の目標値を2名と設定しております。

それから、②の就労定着支援事業の利用者数につきましては、これは今のところ尾鷲市内に事業所がございませんので、就労定着支援事業を利用する者が7割以上とする成果目標については、令和5年度までにその目標を達成するように努めるものとしております。

続きまして、13ページを御覧ください。

第5章の障がい福祉サービスの見込みと確保策でございますけれども、ここからが、障がい福祉サービスは訪問系サービス、日中活動系サービス、居宅系サービス

及び相談支援に分かれておりました、それぞれのサービスについての実績値を踏まえて、見込みと確保策について設定をしております。

実際には、次のページの14ページが実績と見込み量としまして、一番上の区分の居宅介護ホームヘルプですと、実績がそれぞれ平成30年度から令和2年度までの人、時間とそれから見込み、その実績に伴う見込みを記載しております。

15ページからは、それぞれ、今現在、サービスを使われている方に対しての実績と見込みを記載しております。

それから、20ページを御覧ください。

6の精神障がい者に対する支援体制につきましては、それぞれの区分と内容と実際には21ページの(1)、保健・医療・福祉関係による連携の強化等を記載しております。

あと26ページに、先ほど高齢者保健福祉計画で説明があったとおり、知的精神障がい者の方に対しての成年後見人利用支援事業についての記載がございます。

最後に、34ページの第7章、計画の推進に向けてについては、それぞれ1、障がい福祉サービスの充実と利用促進、2点目に紀北地域協議会の運営と相談支援事業の充実、それから3点目の新しい生活様式の実践、それから4点目の計画の点検及び評価ということで、PDCAサイクルでこの計画を回していくという記載をしております。

それから、最後に35ページから38ページまでは、参考資料としまして用語解説を掲載させていただいております。

説明は以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

議案第21号と議案第22号の説明は以上でございます。

特に、御意見のある方。

○楠委員 お聞きします。

しっかりした計画なんだろうけど、先ほど事業のこの計画の推進に向けて、おのおの充実するとは言っているんですけど、現実には業務量を考えたときに、今、これだけの二つの計画をしっかりやろうとすると、実際に、職員の数が足りるのかどうか。充実すると言う以上は、今までよりはまた別の業務として考えなきゃいけないと思うんですね。その辺のちょっと精査、事務量の精査というのはされているんですか。

○内山福祉保健課長 特に、高齢者計画の中においては、それぞれ介護予防であ

ったり健康づくりであったり、その他、ほかの生きがいづくりだったりとかという  
ような施策があるわけですが、これについては、尾鷲市が市直営で行って  
いく事業もありますし、当然広域連合から受託して、それぞれの事業者さんにお願  
いしていく事業もあるといったことで、充実していくといったの、当然私ども市  
のほうの実施主体になってやる事業もそうですし、それぞれの事業者さんにも市  
の計画を示して、こういった目標で取り組んでいくのでということの説明を  
しながら、事業の展開を図っていきたくて、このように考えています。

○楠委員　それで、最後にP D C Aの話が出たので、必ずそのP D C Aを行って、  
本当にその連携する中身とそれから包括ケアセンターも含めてしっかりやっ  
ていかないと、これ、結構なボリュームだと思うんですよね。そうすると、  
中途半端にすると、何を業務としてやってきたのかということ、必ず可視  
化というのをしておかないと、後で皆さんが困るといふ話になるし、  
高齢者の方も困るといふことになるかと思うので、その辺をしっかりと  
業務として、これからの考え方を新たに、これももう少し具体的に示した  
ほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですけど。

○内山福祉保健課長　P D C Aサイクルにつきましては、これまでも自己採  
点表、点検表というのをつくっておきまして、それぞれの項目について評  
価をさせていただいています。

これらについても、それぞれの介護予防だったり、健康づくり、あるいは  
独り暮らしの高齢者への支援といったものについて実際どうだったのか  
といったことを、改善事項も含めて、P D C Aサイクルによって総合点  
検をやっておりますので、今後も引き続きこの計画に基づいて点検は  
やっていきたくてこのように考えています。

○濱中委員　11ページなんですけれども。

○南委員長　どっち。

○濱中委員　ごめんなさい。今、送りました。障害者のほうですね。

さっきも予算のほうでも言わせてもらったんですけど、この発達支援  
センター、これまでこの計画の説明をする中で、現実的には、この地  
域のこの人口では、なかなか難しいであろうという説明をされてきて  
いるんですけど、でも、当事者の方たちにしてみれば、こういった計  
画を見て、期待をされる部分やと思うんです。

そうすると、前回の計画の中にもこれが入っていて、今年この計  
画をつくるに当たって、なかなか人口的に無理であろうというのに、  
ここに目標が書かれておると

いうことは、そうすると、あくまでも目指したんですよ、目標なんですよ、でも、できなかつたんですよというのを繰り返してしまうと、ほかの計画の目標値であったりとか目指すものまでが、信憑性がなくなってしまうのではないかと心配するんですね。もういっそ、今回こういうふうにして出来上がって、これ議案ですから、今さらこの中を訂正できるのかどうかということは難しいでしょうけれども、こういった当事者の方々にこういう計画ができたときに、こういったほかのところにもあるのかもしれませんが、こういったものがね。目指すけど、難しいであろうというところは、丁寧に御説明が要ると思うし、次の計画をつくるときには、もう難しいものに関してはこの辺の地域事情であるとか人口であるということをきちんと鑑みたと上での文章化にするべきではないのかと思うんですけれども、これに関しては、目指して、うまくいけば5年後に現実味があるんですか、どうでしょうか。今までの説明と一緒にすれば一緒に結構ですけれども。

○内山福祉保健課長　　児童発達支援センターのそもそも定義というのがあって、その設置をするにはこういった条件が必要ですよというものがあります。今、この地域においてはその定義を全て可能にするというか、今現在は、もう状況としては無理な状況でございまして、そもそも人口10万人当たりには1か所程度と言われていまして、この地域、尾鷲、紀北、南郡のほうは本店が新宮にあるところがそういった運用をされていますので、あと南伊勢町とか大紀町とかもありますけど、距離的な問題もあって、そういったところと広域的な連携をするというのが現実問題としてはどうかなというのがありますので、市としましては、児童発達支援センターの定義を埋め尽くせるかどうかというまではちょっと厳しいところもあるので、よりセンターに近いような施設を目指して、まずは、この尾鷲市と紀北町で取り組んでいきたいということと、それから、以前委員会でも御指摘ありましたように、特にこの東紀州の中で、この地域にはこういったセンターがございませんので、県のほうにちょっと働きかけを行わせていただきまして、何とかこの地域にそういったセンターの設立についての御助言なり、御支援なりといったものについて、こちらのほうから要望していきたいとこのように考えています。

○濱中委員　　これは本当に繰り返しの御説明をいただいて、本当に申し訳ないと思うんですけれども、やはり現実味のあるものを計画として表現すべきなのかなと思うので、説明として、やはりその本来の発達支援センターの定義であるとか、あと、先ほどの療育教室なんかが、恐らく、今でしたらこれに代わるものとして一番近い場所なのかなと思うので、利用者の方、当事者の方たちに、よりこの地域で、

こういう障害者の福祉を受けることに対して、現実味のある説明に努めていただきたいと思いますので、お願いします。

○南委員長　　よろしいですか。他にございませんか。

○三鬼（和）委員　　障害児支援という、今、引き続きなんですけど、もう少し低学年というか低年齢層というんか、保育園ぐらいからということで、例えば、今、保育事業を委託してやっていただいておりますが、そういったところ、人口が少子化になってきて減ってくると、施設整備したところなんかもあるわけじゃないですか、そういったところの活用ということも考えられないんですか、どうですか、事業としては。

○内山福祉保健課長　　施設の有効活用については、今、言っていたことも当然考えていく必要があると思っております。

○三鬼（和）委員　　子育てについては、対応的にするのであれば、保育園児ぐらいから、そういった障害児についても教室というんか、そういったのを持てるような形というのは、これからの時代、検討されてもいいのではないかなという、園児数も少なくなってきておりますし、場所としても、空いてくるのではないかといいところもありますよって、その辺、具体的な話というのは全然ないんですか。

○内山福祉保健課長　　成長過程において、気になるお子さんについては、極力小さい頃から、そういった支援なり、御両親の気づきといいますか、そういったところに着目して支援をしていくことによって、結果、その本人さんのためになるということもございますので、当然、裾野の広い支援センターの設置については、今後紀北町とそういった組織といいますか、運営体制については、協議していく必要があると思っております。

○南委員長　　よろしいですか。

○野田委員　　楠委員のことに関係するんですけども、地域包括ケアシステム、要はこれを推進するというのが、厚生省のほうからもありますし、地域包括ケアシステムをこの地域でどうやっていくかということが、大きな目的というか目標になっていると思うんです。その中で、地域包括ケア会議というものができてくる中で、紀北広域連合もあって、それから紀北町、尾鷲市に落とし込んでやるという部分があると思うんですけども、ここら辺の会議が全てじゃないですけども、どのようにPDCAサイクルというんですか、先ほど課長のほうから評価という部分で、こういうふうにやっていきますということを言われたんですけども、やっぱり、これは限られたスタッフ、職員の中でやっていくということは、僕は非常に大

変やと思っています。ただその中で、やっぱり積極的にやっていくためには、どうしたらいいのか、本当にこの地域包括ケア会議とかシステムとか、そういうものの最終的な絵を描きながら、やっぱり積極的に社会福祉協議会とかそういうところも利用しながら、利用というかそういうところも意識を高めながらやっていくしかないと思っています。そのところの地域包括ケア会議なんかも平成27年頃からずっとやっている中で、一年一年、着実に、この地域の地域包括ケアシステムというのが、どのように構築されて、どのような成果があるかというところを、絵を描いていかないとなかなか難しいんじゃないかと思いますが、大変だと思いますがいかがですか。

○内山福祉保健課長　地域包括ケアシステムにつきまして、医療と介護、要望とか住まいとか生活支援とかいったそういった様々な要素があって、それを一体的に整備するといったものでございまして、ただし、それぞれの分野の方々が、それぞれの分野で活動されておって、一つ一つについて進捗状況というのは確認はできるにしても、その連携の部分がちょっと今のところ現実問題として難しいような状況でございますので、特に、今言われていますのは医療と介護、介護そのものは、当然施設のほうで介護のほうはやっていただけるけれども、じゃ、そういった方が、医療と介護をそれぞれ連携するときに、今後そういった連携を重視していこうということで病院のほうにセンターができたわけでございますけれども、設立当初よりは、僅かながらでも、そういった連携については進んでいるものと私としては認識しているんですけれども、それを、ますます今後強化していくことによって、より一層この地域包括ケアシステムのちょっと今のところ連携の少ないところが、より連携が強くなってくるのではないかと考えておりました、その辺については、当然、広域連合と尾鷲市と紀北町、それから尾鷲総合病院、紀北医師会さんともその辺については、今後、協議を重ねていくと言いますか、深めていきたいとこのように考えています。

○野田委員　よろしくお願ひします。

○南委員長　よろしいですか。

野田委員は、よろしいですか。

○野田委員　はい、以上です。

○南委員長　ありがとうございます。他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　それでは、ないようですので、2議案の審査は終わりたいと思いま

す。

これで全部、福祉関係が終了したわけなんですけれども、特に、委員会としてというよりは、特に、今回、感染症予防対策事業のほうは国の100%事業で8,000万ほど下りておりますけれども、これから、今、当病院においても、ほぼ医療関係者が接種、1回目が終了して、事務局の職員残すところ、若干名が残っているということで、4月に入ったら、高齢者の方の接種が、特に尾鷲市の場合は、集団接種ということでこれから大変なことがあるかと思っておりますけれども、やはり市民が安心安全で、安心して接種できるような体制というよりか、環境整備、紀北医師会関係者と共々、連携を密にさせていただいて、ぜひとも不安を抱かないような体制を組んでいただきたいと、特に市長をお願いいたします。

特にございませんか市長、このワクチン接種について。

○加藤市長　いろいろワクチンの接種については、議員の皆さんからいろんな御意見を頂戴した。確かに、本当に安心してワクチンが受けられて、コロナ対策というのが一番大きな話だと思います。そのためにも、やはり全員が全員じゃないですけど、たくさんの方の中でもやっぱり一部不安の方も結構いらっしゃると思います。その辺の方々の払拭するがために、例えば、相談コーナーを3月1日から設けたり、あとは事前のものとか、あるいは受けられたときの対応というんですかね、医師、薬剤師、看護師、それから事務局のそういう関係も密にしながら、万全の体制で集団接種ができるような形で進めていきたい、このように考えております。

○南委員長　ぜひともよろしくをお願いいたします。

福祉保健の審査を終わります。

ここで、55分まで休憩いたします。

(休憩　午後　2時42分)

(再開　午後　2時54分)

○南委員長　休憩前に引き続き委員会を続行します。

次に、環境課、議案第16号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第11号）の説明をお願いいたします。

○吉沢環境課長　環境課です。よろしくお願ひします。

それでは、議案第16号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第11号）の予算の議決についてのうち、環境課に関する予算について、予算書等に基づき御説明のほうさせていただきます。



予算書 14、15 ページを御覧ください。

まず、歳入についてであります。

13 款使用料及び手数料、2 項手数料、2 目衛生手数料、塵芥収集手数料につきまして、578 万円の減額であります。

令和 2 年度末の指定ごみ袋の収入見込みを行い、予算を減額いたしました。具体的には、令和 2 年 12 月末の収入状況を基に 1 月から 3 月までの見込みを、過去のデータや令和 2 年度に実施いたしましたコロナ対策の指定ごみ袋の無料配布の状況などを勘案し、年度末の最終収入を見込み、当初予算額との差額を減額するものであります。

続きまして、14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、3 目衛生費補助金 268 万 7,000 円の減額。

こちらは、浄化槽設置事業に係る国庫補助金の減額であります。減額の原因につきましては、補助対象基数 1 基減と、前年度の実績を調整する年度間調整によるものであります。

続きましては、予算書 16、17 ページを御覧ください。

次に、15 款県支出金、2 項県補助金、3 目衛生費県補助金 69 万 2,000 円の増額であります。

このうち、環境課分、説明欄を御覧ください。

3 節環境衛生費補助金 79 万 2,000 円の増であります。こちらは、転換の補助基数が予算見込みよりも増加したことにより、配管費、撤去費の補助額が増加したことによる増額であります。

続きまして、予算書 20、21 ページのほうを御覧ください。

次に、20 款諸収入、5 項 1 目雑入のうち 4 節の衛生費雑入、このうち環境課所管分は、説明欄の資源化物売却収入の 40 万 6,000 円の減であります。紙類、空き缶、鉄等、資源化物の売却収入の最終見込みを精査し、必要な減額を行うものであります。減額の原因は、処理量見込みが前年比約 1 割減と、コロナ禍等の影響により売却単価が下落したことなどによります。特に、ペットボトル、発泡白色トレイなどプラスチック系の下落が著しい傾向であります。

歳入は以上であります。

続きまして、歳出予算の補正について説明いたします。

予算書 36、37 ページを御覧ください。

4 款衛生費、2 項清掃費、2 目塵芥収集費、資源ごみ収集費の備品購入費 350

万9,000円の減額は、車両購入費用の入札差金によるものであります。

次の予算書38、39ページを御覧ください。

次に、3目塵芥処理施設費2,588万円の減額であります。

内訳を申し上げます。

説明欄のほうを御覧ください。

まず、ごみ処理費2,535万円の減額、内訳は需用費445万の減額。燃料費、光熱水費が見込みを下回ることから減額しました。燃料費については消費量の減と単価減が要因であります。光熱水費は電力料金が下がったことなどが要因であります。

次に、委託料682万円の減額は、ごみ処理関連の各種業務委託料の減額であります。減額の理由は、残渣の処理量が当初予算見込みを下回ることや入札差金によるものであります。

次に、工事請負費1,408万円の減額は入札差金によるものであります。

次に、資源ごみ処理費53万円の減額であります。

内訳は、委託料の減額であります。資源ごみ処理関連の業務委託で取り扱う資源ごみの量の見込みが当初予算見込みよりも減ったことから減額をしようとするものであります。

次の予算書40、41ページのほうを御覧ください。

続きまして、4款衛生費、3項環境衛生費、2目環境調査対策費の環境調査対策事業16万8,000円の減額につきましては、環境調査対策事業と浄化槽普及促進事業の減額によるものであります。

説明欄のほうを御覧ください。

まず、環境調査対策事業15万2,000円の減は、大気測定器定期点検業務委託の入札差金による減額であります。

次の浄化槽普及促進事業1万6,000円の減額は、浄化槽設置整備事業補助金の減額であり、理由につきましては、当初53基を見込んでいた浄化槽設置が52基と1基減となったことなどによるものであります。

続きましては、予算書のほうの6ページのほうを御覧ください。

第3表、債務負担行為補正の変更についてであります。

1段目にあります尾鷲市指定ごみ袋保管配送業務委託につきましては、入札、契約をしたことにより、限度額のほうを218万7,000円から206万8,000円に変更するものであります。

以上が、環境課に関する補正予算（第11号）の説明であります。

御審議いただき御承認賜りますようお願いをいたします。

○南委員長 補正予算の説明は以上でございます。

御質疑のある方は御発言願います。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 それでは、ないようですので、続きまして議案第11号、令和3年度の当初予算の説明を求めます。

○吉沢環境課長 それでは、議案第11号、令和3年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち、環境課に関する予算内容について、予算書等に基づき御説明いたします。

予算書22、23ページを御覧ください。

まず、歳入であります。

13款使用料及び手数料、1項使用料、3目衛生使用料のうち、環境課分は1節の清掃使用料3万2,000円であります。

クリーンセンターの電柱敷と清掃工場内に設置している携帯電話基地局の敷地の使用料であります。

次に、予算書26、27ページを御覧ください。

2目衛生手数料の本年度予算額7,792万3,000円で、前年度予算との比較では、132万3,000円の増額であります。

このうち、3節の畜犬関係手数料を除く環境課所管分について、内訳のほうを申し上げます。

説明欄を御覧ください。

1節清掃工場持込処理手数料1,680万円。これは、前年度の持込み量を参考に計上しております。

2節し尿処理手数料3,626万6,000円。内訳は説明欄のとおり、現年度分と過年度分であります。

4節動物専用焼却場使用手数料22万円。これは過去の実績から犬100匹、猫70匹分相当の予算を計上しております。

5節衛生関係許可手数料は3万1,000円。一般廃棄物処理業に係る許可更新手数料を計上しております。

6節塵芥収集手数料2,422万円は、指定ごみ袋販売による収入であります。

次の28、29ページのほうを御覧ください。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、本年度予算額1,594万4,000円のうち、次の30、31ページのほうを御覧ください。

環境課所管分は、2節環境衛生費補助金の591万円であります。

これは、浄化槽設置整備事業補助金に対する国庫補助金額であります。

次の34、35ページのほうを御覧ください。

15款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金933万5,000円あります。このうち、環境課所管分は、まず2節の清掃費補助金、電源立地地域対策交付金の574万6,000円で、ごみ収集に係る車両購入費に充当しております。

次に、3節環境衛生費補助金223万7,000円は、浄化槽設置整備事業補助金で、浄化槽の転換に係る設置及び配管費15基分並びに単独浄化槽撤去費15基分に相当する県の補助金であります。

次に、予算書45ページのほうを御覧ください。

20款諸収入、5項1目雑入、4節の衛生費雑入3,924万円のうち、環境課分は資源化物売却収入の199万4,000円で、発泡スチロールや新聞紙、段ボールなどの紙類、飲料缶、空き缶ほかの金属類等の資源化物の売却収入のほうを計上しております。

歳入は以上であります。

続きまして、歳出について御説明させていただきます。

予算書168、169ページを御覧ください。

4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費の本年度予算額は1億3,385万円あります。財源内訳は、全て一般財源となっております。

次の171ページの説明欄を御覧ください。

事業別の内訳を申し上げます。

下段のほうの清掃一般総務費を御覧ください。

まず、清掃一般総務費276万2,000円あります。

前年度当初予算額に比較して27万9,000円の減額であります。減額の要因は、車検対象車両の数の増減によるものであります。

内訳を申し上げます。

需用費177万8,000円。内訳はごみ収集予定カレンダー印刷製本費40万円と光熱水費の102万円が主なものであります。役務費63万4,000円、通信運搬費32万1,000円などが主なものであります。

次の173ページを御覧ください。

使用料及び賃借料11万3,000円。主なものは複合機使用料であります。

負担金補助及び交付金の20万4,000円。主なものは古紙回収奨励金などがあります。

次の環境美化推進事業については、担当補佐のほうから説明をいたさせます。

○畑名環境課長補佐兼係長 よろしいですか。

環境美化推進事業72万9,000円。前年度当初予算に比べ14万円減少しております。

減少の要因は、車検台数対象者の減によります。全車で軽トラ2台、ダンプリフト車、今回は軽トラ2台分が車検がありませんでした。

環境美化推進事業は、主要施策の予算概要にも取りまとめしております。

主要施策の予算概要34ページを御覧ください。

事業目的、内容のとおり、不法投棄の防止パトロールや投棄物の撤去、環境美化啓発活動に取り組んでおり、財源内訳は全て一般財源となっております。

予算書173ページにお戻りください。

説明欄を御覧ください。

内訳を申し上げます。

需用費64万9,000円につきましては、不法投棄の啓発看板等の消耗品費30万2,000円と不法投棄パトロール用の車両の燃料費27万6,000円が主なものとなっております。役務費の8万円は、不法投棄された家電4品目に係る処理手数料であります。

説明は以上であります。

○吉沢環境課長 次に、2目塵芥収集費であります。

本年度予算額1億4,092万2,000円で、前年度予算額と比較して、71万5,000円の増であります。

財源の内訳は、国県支出金が574万6,000円、地方債が290万円、その他特定財源が2,396万5,000円で、一般財源が1億831万1,000円あります。

事業別に担当補佐及び係長のほうから説明のほうをいたさせます。

○畑名環境課長補佐兼係長 説明欄を御覧ください。

ごみ収集費であります。

ごみ収集費予算額5,414万7,000円で、前年度の当初予算額に比較して3

11万1,000円増額となりました。増額の主な要因は、ごみ製造業務委託費の増によります。

次に、主要施策の予算概要の35ページを御覧ください。

事業目的内容欄のとおり、本事業は可燃ごみの円滑な収集のため行う事業で、主な内容は、収集運搬業務やふれあい収集の実施、指定ごみ袋の製造業務委託などを行っております。

財源内訳につきましては、その他特定財源として2,396万5,000円を、指定ごみ袋販売による塵芥収集手数料に充当しております。

なお、歳入予算、塵芥収集手数料2,422万円との差額25万5,000円につきましては、環境保全対策資材購入費補助金、生ごみ処理機等に充当しております。続きまして、委員会資料1ページを御覧ください。

指定ごみ袋製造業務委託についてであります。

指定ごみ袋の令和3年2月末現在の在庫数といたしまして、45リットル袋が534箱、30リットル袋が426箱、15リットル袋が284箱、10リットル袋が268箱となっております。

平均使用箱数といたしましては、令和2年4月から令和3年2月までの注文分から算出しており、15リットル袋からそれぞれ64箱、53箱、14箱、12箱となっております。製造見込み時期を月平均使用箱数から算出して、45リットル袋、30リットル袋、15リットル袋の3種類を同時に製造することを見込んでおり、令和3年度予算に計上するもので、下の表にありますように、45リットル袋を54万枚、1,080箱、30リットル袋を44万枚、880箱、15リットル袋を21万枚、420箱を製造予定としており、合計額としては1,028万4,000円を計上しております。10リットル袋については在庫がありますので、発注いたしません。

また以前、袋同士がくっついて破れるとの御指摘については、仕様書にコロナ処理等を行うなどとし、文字等が容易に落ちないように印刷することと追加しました。なお、これは、コロナ処理という技術で電気を放電してごみ袋の表面のインクの接着性を以前より高めるといった技術とのお話です。ちなみにコロナ処理という技術はコロナ感染症とは関係はございません。

次に、委員会資料2ページを御覧ください。

ここには、市収集可燃ごみ量の推移を記載させていただいております。

令和2年4月から令和3年2月までの可燃ごみ収集量は3,422.16トンで、

前年比 1 1 5 . 7 1 トンの減となりました。

予算書 1 7 3 ページにお戻りください。

ごみ収集費の内訳を申し上げます。

需用費 1 3 8 万 6 , 0 0 0 円は、車検等の車両 8 台分の修繕費で 9 6 万 7 , 0 0 0 円が主なものであります。

次に、予算書 1 7 5 ページを御覧ください。

役務費 2 9 万 1 , 0 0 0 円は車検に係る手数料と自賠責保険料が主なものであります。

委託料 5 , 2 2 5 万 5 , 0 0 0 円。内訳は、可燃ごみ収集運搬業務委託料で 3 , 9 9 0 万 3 , 0 0 0 円、指定ごみ袋製造業務委託料 1 , 0 2 8 万 4 , 0 0 0 円、指定ごみ袋保管配送業務委託料 2 0 6 万 8 , 0 0 0 円であります。

ごみ収集費の説明は以上であります。

○西環境課係長 続きまして、資源ごみ収集費であります。

資源ごみ収集費は 8 , 6 7 7 万 5 , 0 0 0 円で、前年度当初予算額に比較して 2 6 6 万 6 , 0 0 0 円の減額となりました。

減額の主な要因は、車両購入台数が前年度より減少したことなどによります。

事業内容につきましては、主要施策の予算概要 3 6 ページを御覧ください。

事業目的は、内容のとおり、資源ごみの適正な収集、再資源化のため、適正な収集業務の委託や分別の啓発などを行っております。

財源内訳につきましては、県支出金の電源立地地域対策交付金 5 7 4 万 6 , 0 0 0 円と、その他特定財源のごみ収集車両整備事業債 2 9 0 万を 2 トンプレス車の更新費用に充当しております。

予算書 1 7 5 ページにお戻りください。

説明欄、資源ごみ収集を御覧ください。

内訳を申し上げます。

需要費 8 7 万円に対しては、収集車両 1 2 台分の修繕料 7 7 万円が主なものです。役務費 5 7 万 5 , 0 0 0 円は、同じく収集車両の車検手数料及び自賠責保険料などであります。委託料 7 , 6 3 3 万 1 , 0 0 0 円は、資源ごみ収集運搬業務委託料であります。備品購入費 8 6 9 万円は、先ほど申し上げました 2 トンプレス車購入費でございます。

説明は以上です。

○吉沢環境課長 続きまして、3 目塵芥処理施設費であります。

塵芥処理施設費の本年度予算額は2億4,049万2,000円で、前年度予算額との比較では4,400万6,000円の減額となっております。

主な減少の要因は、ごみ処理費の工事費用の減少によるものであります。

財源の内訳は、その他特定財源が9,901万4,000円。一般財源が1億4,147万8,000円であります。その他特定財源の内訳は、都市計画事業基金繰入金や清掃工場持込処理手数料、資源化物売却収入などであります。

事業別の詳細については担当係長のほうから説明をいたさせます。

○西環境課係長 説明欄を御覧ください。

ごみ処理費であります。

ごみ処理費は1億9,948万2,000円で、前年度当初予算額と比較して4,179万9,000円の減額となりました。

減額な主な要因は、清掃工場の工事費用の減によるものであります。

事業内容を説明いたします。

主要施策予算概要37ページを御覧ください。

事業目的は内容のとおり、一般廃棄物を適正処理するため、清掃工場の適切な運営、維持管理を行うため、焼却残渣の処分や点検業務や必要な修繕工事を行うものであります。

工事については、令和元年度に令和7年度までの修繕計画を立て、それに沿って行っているもので、令和3年度は、2号炉の耐火物補修工事や破碎機油圧ポンプの更新工事を行う予算であります。

委員会資料2の3ページを御覧ください。

令和3年度の工事費に関する資料であります。

まず、2号炉内耐火物補修工事は、予算額8,800万円で施工期間5か月の予定であります。

起工理由は、2号炉につきましては、下記の図面の赤い部分が現在損傷しており、焼却炉内の機能回復のために行うものであります。

次に、委員会資料4ページを御覧ください。

破碎機油圧ポンプ更新工事であります。

この破碎機であります。先ほどの資料前ページに当たる3ページに戻り、先ほどの図を御覧ください。

焼却炉内の断面図であります。

左上からごみが投入され焼却室に運ばれますが、大型家具や畳等の可燃ごみにつ



いては投入口に入らないことや、仮に入っても、途中で目詰まりを起こすおそれがあることから、大型家具、畳等を破砕するための施設であります。

委員会資料、次ページ、4ページに戻ってください。

この破砕機の動力となる油圧ポンプにつきましては、昭和63年新設設置したもので、30年以上経過し、経年劣化により油漏れが生じております。適正な稼働に支障を来すおそれがあり、機能回復のために油圧ポンプ等を更新する工事であります。

主要施策予算概要37ページにお戻りください。

財源内訳は、清掃工場持込処理手数料1,680万円。都市計画事業基金繰入金8,000万円のその他特定財源のほか、一般財源1億268万2,000円であります。

予算書175ページにお戻りください。

ごみ処理費の内訳を申し上げます。

需要費3,931万1,000円。内訳は、ダイオキシン類除去用の活性炭と排ガス処理用の消石灰など、清掃工場の消耗品が697万1,000円。同じく、燃料費が294万円。

次の予算書177ページを御覧ください。

○南委員長　　ちょっとすみませんが、細かい説明はできるだけ、特に変わったところやとか、それから主要事項の説明のほうについても、委員さんからの説明があったら詳しく答えるようにしていただけたらいいと思いますので、よりスムーズに進めたいと思います。質疑の時間を取りたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○西環境課係長　　はい。177ページで、次に役務費43万1,000円。清掃工場の通信運搬費のほか、消防設備費、機器点検手数料などであります。

委託料6,207万3,000円につきましては、例年必要とされる残渣処分業務委託料や製造工場施設点検業務委託など、清掃工場の稼働のために必要な業務委託8本であります。使用料及び賃借料は4万1,000円。内訳のとおりであります。

工事請負費につきましては、先ほど説明した清掃工場の性能保持のために機能回復を目的とした補修工事であります。

公課費の25万7,000円につきましては、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく清掃工場汚染負荷量賦課金の25万円が主なものになっております。

次に、資源ごみ処理費であります。

資源ごみ処理は4,019万9,000円で、前年度当初予算額と比較して、72万円の増額であります。増額の主な要因は委託料の増額によるものです。

事業概要の説明をいたします。

主要施策予算概要の38ページを御覧ください。

事業目的は記載のとおり、資源ごみを適正に中間処理し再資源化を促進するもので、資源物の細分化作業を行い、有価物を抽出して再資源化を行う内容であります。財源内訳は、その他特定財源199万4,000円は、主に鉄類や紙類の引渡しで得られる資源化物売却収入で、その他は一般財源であります。

予算書179ページを御覧ください。

予算内訳を申し上げます。

普通旅費1万2,000円は、廃掃法施行令に基づく現場確認のために必要な普通旅費などであります。

次に、需要費167万8,000円は、分別作業後、搬出用に梱包するペットボトルなどを結束するバンドの消耗品に73万4,000円です。

飛びまして、委託料3,727万3,000円は、廃家電及び繊維運搬処理業務委託料の1,145万8,000円など、資源ごみの再資源化に係る業務委託など10項目の業務委託料であります。

負担金に関しては、負担金交付金の106万は伊賀市への環境保全負担金で、1,060トン分の処分に係る負担金であります。

続きまして、死亡動物処理費であります。

死亡動物処理費の81万1,000円につきましては、死亡動物の回収や焼却処理に係る費用で、次の181ページを御覧ください。

需要費の燃料費45万6,000円や死亡動物回収用軽トラック、動物専用炉の修繕料23万4,000円が主なものであります。

説明は以上であります。

○吉沢環境課長　　続きまして、し尿処理費であります。

4款衛生費、2項清掃費、4目し尿処理費の本年度予算額は1億8,865万9,000円で、前年度予算額との比較では17万8,000円と若干の増であります。

財源の内訳は、その他特定財源として、し尿処理手数料3,584万2,000円を充当しており、残りは一般財源1億5,281万7,000円であります。

事業別の内訳については、担当補佐のほうから説明のほうをさせていただきます。

○畑名環境課長補佐兼係長　　内訳を申し上げます。

需用費の522万3,000円は、柵とホース、し尿車両関係部品、真空ポンプ油等の消耗品費に179万5,000円、車両5台分の燃料費に168万円、車検等の修繕費に158万5,000円であります。

役務費、公課費は、記載のとおり車両に係る経費であります。

次に、クリーンセンター運転管理費であります。

クリーンセンター運転管理費は1億8,315万円で、前年度の当初予算額と比較して8,000円の減であります。

これは、し尿汚泥肥料登録費で3年に1度の登録となっております。これは肥料取締法で規定に基づいております。

次に、委員会資料5ページを御覧ください。

尾鷲市クリーンセンター包括複数年整備運営管理業務委託の令和3年度の予算額といたしまして1億7,820万円で、下の表にあります保守整備の項目を予定しております。

主に、受入・貯留槽、前凝集分離設備、水質計器等はそれぞれ主に各設備の分解、取替えを行います。

詳細については、次の5ページから21ページに記載させていただいておりますので、後ほど御参照ください。

説明は以上です。

次に、予算書181ページにお戻りください。

事業費の内訳を申し上げます。

委託料1億8,315万円は、クリーンセンターの包括複数年整備運営管理業務委託料1億7,820万円と管理業務委託のモニタリング等業務委託495万円あります。

説明は以上であります。

○吉沢環境課長 予算書182、183ページを御覧ください。

続きましては、4款衛生費、3項環境衛生費、1目環境衛生総務費であります。

本年度予算額5,493万円で、前年度当初予算額と比較して51万2,000円の増額であります。

財源内訳はその他特定財源、廃棄物処理業許可更新手数料3万1,000円、そのほかは一般財源5,489万9,000円であります。

事業別の詳細については、担当係長のほうから説明のほういたさせます。

○直江環境課係長 説明欄を御覧ください。

環境衛生職員人件費は、総務課所管分になりますので、中段の環境衛生一般総務費を御覧ください。

予算額は25万8,000円で、内訳としましては、環境美化活動に係る費用や水生生物調査などに係る需用費が主なものであります。

説明は以上です。

○吉沢環境課長 次に、2目環境調査対策費であります。

環境調査対策費は、予算額2,288万3,000円で、前年度比127万1,000円の減となっております。

財源については、国庫支出金814万7,000円のほかは一般財源1,473万6,000円であります。

事業別詳細は、担当係長から説明をいたさせます。

○直江環境課係長 説明欄を御覧ください。

環境調査対策事業であります。

予算額は448万8,000円で、前年度の当初予算額と比較して9万3,000円の減であります。

事業概要を御説明します。

主要施策の予算概要40ページを御覧ください。

環境調査対策事業につきましては、市民の快適な生活環境の維持、保全を目的として、公共用水池や一般大気環境などの実態調査のほか、環境基準適合状況の把握のための騒音振動測定を年1回と中間処理施設に対する立入調査を年4回実施しております。

事業費の448万8,000円は全て一般財源であります。

予算書185ページを御覧ください。

環境調査対策事業の主な予算について御説明いたします。

上段、需用費の115万5,000円は、環境調査用試薬器具や図書追録等の消耗品費が76万8,000円。燃料費の6万6,000円は、分析に使用するプロパンガス代を計上しております。光熱水費は、大気測定局等の電気代17万1,000円。修繕料は大気測定器の修繕料15万円を計上しております。役務費128万9,000円は、賀田碎石に係る降下ばいじん等の発生元特定調査手数料115万8,000円が主なものとなっております。委託料184万2,000円は、賀田局と三木里局の大気測定機器定期点検業務に係る委託料を計上しております。使用料及び賃借料の17万1,000円は、北川水辺空間再生施設の土地借上料9万6,0

00円と海域底質調査5回分の船舶借上料7万5,000円を計上しております。

次に、浄化槽普及促進事業であります。

浄化槽普及促進事業の当初予算額は1,839万5,000円で、前年度当初予算額と比較して117万8,000円の減額となっております。

事業概要を申し上げます。

主要施策の予算概要41ページを御覧ください。

事業の目的、内容欄のとおり、本事業は、家庭からの生活雑排水による水質汚濁の防止を目的に、合併処理浄化槽の設置を推進するものです。

また、平成26年度より従来の補助に加え、配管費と撤去費に係る補助金を創設し、合併処理浄化槽整備のさらなる促進を図っております。

本年度の補助金額は1,833万円となっており、その内訳につきましては、設置基数が50基、転換に伴う配管費が15基、撤去費が5基を想定しております。

財源内訳につきましては、国庫支出金が591万円、県支出金が223万7,000円、一般財源が1,024万8,000円となっております。

説明は以上であります。

○吉沢環境課長 予算書190、191ページを御覧ください。

4款衛生費、3項環境衛生費、6目廃棄物政策費の本年度予算額は27万8,000円で前年度当初予算額と同額であります。

財源内訳のその他特定財源25万5,000円は、指定ごみ袋販売による塵芥収集手数料をあてがっており、一般財源は2万3,000円であります。

事業内容については担当係長のほうから説明のほういたさせます。

○直江環境課係長 主要施策の予算概要43ページを御覧ください。

事業名は、環境保全対策事業で、循環型社会形成のため、長期的、総合的視野に立って適正かつ計画的な一般廃棄物処理の推進を図ることを目的とし、環境保全対策資材の購入に対して事業内容のとおり補助を行うものであります。

予算書191ページにお戻りください。

上段の環境保全対策事業を御覧ください。

主な予算としましては、負担金補助及び交付金の25万5,000円で、電動生ごみ処理機5基、生ごみ処理容器3基、ガーデンシュレッダー3基分の環境保全対策資材購入費補助金を計上しております。

説明は以上です。

○吉沢環境課長 以上が、環境課に関する令和3年度尾鷲市一般会計予算の説明

であります。

よろしく御審議いただき御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○南委員長 環境課の説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言願います。

○高村委員 主要施策の予算概要について、37ページの、このことは、毎回、委員は言うておると思うんやけど、それは都市計画事業基金の金を使うことで、8,000万円出ておるんですけど、ごみ収集という、輪内も一緒のように取っておるわけやね。それで、何で輪内は取らんと、旧市内から取っておる予算でやっておるわけなんやけど、誰1人として、これは議論すべきやの項目やとして、話し合いをしないのか。

ちょっと、市長のほうがあえな、市長どう思います、この問題は。

やっぱり、議論すればするほど難しいところへ来るんやけど、わしも矛盾しておると思うもので、どうですか。

○加藤市長 この問題は、議会のほうでもいろいろ御意見を頂戴しながら、我々のほうとしては、都市計画税を使いながらやらせていただきたいということで、一応了解を得たということを私は認識しているんですけども。

○高村委員 ちょっと、委員長。

○加藤市長 都市計画基金ですね、そこから使うということで。

○高村委員 やはり、こういうごみというのは、みんな公平に輪内も旧市内も出しておるのは同じことをしておるのさね、それで、お金を出すのも旧市内という、やっぱり出しておる人の身になると、ま、ええやろうという人は全部はおらんと思うんです。たまには、ちょっとおかしいんじゃない、議論してほしいよという人の声を聞くもので、心配しておるんです。やはり、幹部の人ら、一遍ぐらいは熱心に議論するべきやと思うんやけど。再度言いますが、一度やってもらえませんか。それで、皆さんが100%仕方ないんやったら、みんな右に倣えせんなんか分からんけど、それは何%でもおかしい、異常やと思ったら考える必要はあると思いますけど、どうですか。

○南委員長 都市計画税の充当につきましては、当然土地計画法に基づくことで、尾鷲市が勝手に充当しますよというわけにはいかないということで、県のほうにお伺いを立てて、都市計画税の範囲で、中での処理場とごみ処理場ということで、県の承認をいただいて、議会の最終的には議会の議決も、得てやっている行為でございますので、議論するのは結構でございますけれども、その予算については、認

めていない、認めておる話じゃなし、もう既に進行形でございますので、その辺を心得て、発言をよろしくお願いいたしたいと思います。

○奥田委員　ただね、これ、前から僕も言っておるけど、今、市長、でも、今にも説明して了解もらっているって、委員長も今言うたけど、僕、了解していませんよ、僕は、少なくとも。高村さんも、今言われたんであれやけれども。だって、県に、僕、確認したときも、県は、全域から都市計画税を取っているという、思っていましたと言っ、はっきり言っていましたよ。そんな旧町内しか取っている、今、旧町内しか都市計画税取っていませんけど、そんなこと知りませんでしたとはっきり言うていましたよ。だから、あなた方、きちっと説明してないんですよ、県に。都合よく、県が了解してくれたからいいんですよと、そんなの通用しませんよ。だから、いいところしか説明してないって言うていたんですよ。僕は、はっきり聞きましたよ、県から、そうやって。だから、市がちゃんと説明してないんですよ、あなた方。それは、インチキですよ、それは。ま、いいですけど、それ。でも、それでも市長、了解してもらっているんで、そういう言い方、ちょっとないのじゃないですか、でも、それ。僕は、少なくとも、高村さんもそうですし、僕も了解なんかしていませんし、これはやっぱりおかしいですよ。税負担の方から考えたら。だって、笑っている場合じゃないですよ、市長。

○加藤市長　笑ってないですよ。

○奥田委員　こんなものだっておかしいじゃないですか。市民全体の清掃工場じゃないですか。それを何で、旧町内の人しか負担していない分を入れるんですか、それ。

○加藤市長　ちょっと一言……。

○南委員長　ちょっと待ってください。

○奥田委員　これね、やっぱり、そんな安易に笑ってないで言わないでくださいよ。僕がおかしなことを言っているような笑い方しないでくださいよ。

○南委員長　執行部、この辺の大事な当たり前の議論でございますので、もうしっかりと答弁してもらわんことには、議会のほうも困ってきますよ。曖昧な答弁されると。

○奥田委員　だから、市民の方にね、委員長、僕は市民の方にきちっと説明してくださいよって言うているじゃないですか。だから、でも高村さん言われたように、納得しない人なんかいっぱいいますよ、そんな。それを、僕はやっぱりおかしいですよ、やっぱりこれは。それを了解してもらっているなんて、平気で言うて笑って

いる。僕が言うと笑って、何を言っているんだみたいな言い方してね。それはやっぱりおかしいですよ。

○南委員長　　ちょっと待って、答弁もらいますので。

○加藤市長　　この話は、経緯を申し上げますと、前副市長のほうから県のほうにお願い、要するに報告しながら、それで一応、県のほうも了解していただいたと。そういった中で、議会にお諮りして、反対者もいましたけれども、一応、賛成多数で御了解、許可いただいたという話でございます。

○高村委員　　すみません、僕も藤吉副市長がおったとき質問しました。そして、県へ聞くと言うたけど、僕ら4人で行ったとき、僕だけか分からんけど、聞いておる話では、全然知らなんだということで、そういうことで聞いていたもので、やはり会議ぐらいはして、みんな100%右へ倣えするぐらいの意見やったら、私もせんけど、現に矛盾やなと思っておる人もおるもんで、一度、本当に腹から割って、諮ってほしいということは言いたかったです。

(発言する者あり)

○南委員長　　予算はやっています。

○奥田委員　　でも議決したなんて、それ、使っていい議決なんてどこでしたのですか、それは。

(「しておるやん、予算で」と呼ぶ者あり)

○奥田委員　　でも、予算をそんなこと、そのとき。

(「それ欲しいって、予算でしておるやん」と呼ぶ者あり)

○奥田委員　　議決なんか、それがそれして構わないような議決なんてしたか、したかな。ちょっと。

○南委員長　　しています。

○奥田委員　　しました、これで。

○南委員長　　しています。予算的に議会が認めているということは、議決出ています。

○奥田委員　　予算で、それと、最初出てきたときの予算でここでは、皆さん、ええやないかと言って賛成したかもしれんけれども、でも、それをきちっとした市民の方々に説明なんかしていないでしょう、でも。了解してもらわな。議会に対するですね。

○仲委員　　高村委員さんが……。ちょっと静かにしてよ。僕、当てられたのに、委員長に。



○奥田委員 僕まだ続いているじゃないですか、委員長、僕がしゃべっているのに当てないでくださいよ。

○南委員長 いや、じゃ、ちょっと整理しますので、それなら答弁を求めてください。

○奥田委員 だから、やっぱり市民の方へ取りあえず説明要るでしょう。やっぱり、これ、でも、きちっとした。じゃないと、議会がええ加減なこととして、なあなあで、そんな市民の方が理解できないようなことを、おれらが認めたからええんじやって、これ、それこそ。

(発言する者あり)

○奥田委員 なあなあしなくても、きちっとした説明を、じゃ、できるんですか、市民の方々に。こんな税負担の……。

(「言うぞ、執行部言ってやれ」と呼ぶ者あり)

○奥田委員 言うたれってどういうことですか、もう。

○村田議長 なあなあというから、そのなあなあということをやめよと言うんだ。

○奥田委員 なあなあじゃないですか、今、だったら。きちっと、じゃ、説明できます。

○村田議長 なあなあで……。

○奥田委員 なあなあじゃないですか。

○南委員長 静粛にしてください。

○奥田委員 市長が言ったことに対して、議会が、ああ、そうでいいやと言って、それをなあなあと言うんじゃないんですか。

○南委員長 執行部の答弁を求めます。

執行部の答弁。

○奥田委員 なあなあじゃないですか、市民の方々に説明できるんですか、これ。こんな税負担の不公平なことに対して。

○南委員長 執行部の答弁を求めます。

○下村副市長 財源、予算充当含めて予算案として提出して、議会でお認めいただいたものと思っております。

○仲委員 高村委員さんから、いろいろ議論してくれという話なんですけど、これは、去年からもう充当されておると、去年、おととしかな。

○南委員長 おととしです。

○仲委員 ということは、予算が提出されて、予算中どの財源が、この財源内訳

が書かれておるわけじゃないですか。それで、主要事項にも説明されて、これが審議されたということの証明なんですわ。何ら審議されてない、それで、議会で予算が議決されたということは、通ったということじゃないですか。個人的な意見は別にしておいて、そういうことですよ。理解きちんとしてください。

○高村委員　あの、私のところへは、こういう問題もあるで、おかしいんじゃない、矛盾しておるといふもので、謎をかけられたわけで、執行部に、私はもう一度、あんたら幹部で話し合ってくれと投げかけておるので、そういう市民の人が多いいんですよ。ただ、それだけです。

○奥田委員　ちょっとすみません、感情的になって申し訳ないけど、僕は、これもう以前から、何回も何回も執行部に対して、市民の方々に納得できる説明をしてくださいよということをしているんです。だから、高村さんが言っているそのことなんですよ。この税負担の公平性、不公平の状況、これ、皆さん説明できますか、市民の方から聞かれて、仲さんは説明できるんですか。

○仲委員　できますよ。

○奥田委員　できるんです、これ、じゃ、してくださいよ、じゃあ。

○南委員長　執行部のほうに聞いてください。

○奥田委員　執行部どうですか。市民の方々に納得できる説明って、今、仲さんはできると言ったけど、僕はできませんね、少なくとも。仲さんはできると言ったけどさ、執行部はできるんですか、それ、市民の方に。してきた、それとも。

○吉沢環境課長　よろしいですか。

結局、都市計画税というのは、本市におきましては都市計画区域内で課税をしておると、それから誤解をしていただきたくないのは、結果としては旧市内の土地とかに課税されているということで、人に対して課税されていないということで、充当することについては、都市計画事業に位置づけられた事業には充当してもええという見解を得て、この制度、5条のほうも、県の事業認定を受けて充当しているという理解であります。

以上です。

(「もう一回、県に聞いて」と呼ぶ者あり)

○奥田委員　いやそういうことじゃなくて、いや僕は県に聞いたら、県がそんなことは知らなかったと僕に言うたんですよ。その旧町内でしか生じていない。全域で課税されると思ったから、それは都市計画認定して使っても構いませんと言ったつもりだというふうに僕は聞いたもので、実際、やっぱり実際問題として、旧町内

の人、それも全員じゃないんです。その固定資産税をかけられている固定資産を持っておる人に対してが負担しておる、これ、都市計画税じゃないですか。それが、尾鷲市全体の市民全体に関わることに對して使われているということに對して、やっぱり税負担の不公平というのは起こるから、それに対して市民の方々に、きちっとした説明をしてくれと、これ僕は何回も、何回も、何回もこれまでしておるんですけど、それをしていますかということをおは聞いているんですよ。

どうなんですか、市長、してくれているんですか、これは。しているんだったらそれでいいですよ。

○吉沢環境課長　説明というあれが分からないんですけれども、広報等で都市計画の税の充当状況については、こちらに充当しているという形で、広報で説明といいますか、報告はさせていただいておると理解しております。

○小川委員　先ほど、高村委員さんのところで、苦情の相談が来るといふうに聞いたんですけど、環境課のほうには、じゃ、それだったら環境課のほうへようけ来ておると思うんです。どう、結構来ておるんですか。

○吉沢環境課長　私が4月に入ってから、その案件でという具体的なお話は、苦情は、私は聞いておりません。

○南委員長　他にございませんか。

○野田委員　ちょっと一つ、予算に大きくは関係する部分になると思うんですけれども、27ページに予算書のごみ袋販売収入ということで、2,422万というのが上がっています。当初、これについては、いろんなごみステーションとかいろんなごみの出す物について、より市民の人が使い勝手がいいとかいろんなことで改善を図るためにそういうところに充当していきますというようなことを、僕、議員になったときに聞いたような記憶があるんですけれども、この分については、今回、どういうところに使っているのですかというか、ちょっと、一般、まず質問したいんですけれども。

○吉沢環境課長　塵芥処理手数料、有料ごみ袋のお話だと思うんですけど、実際は、充当したというのは、目立ってというのは、生ごみの処理機のほうに若干充当しておるほかは……。

○南委員長　あの25万5,000円のちょっと説明させてもらわな、充当分。

(「P27ページの塵芥収集手数料というのが」と呼ぶ者あり)

○南委員長　ごみ袋でしょう。

(「そうそう」と呼ぶ者あり)

○吉沢環境課長 主要施策の予算概要の35ページのほうを御覧いただきたいんですけど、主要施策の予算概要の35ページに塵芥収集の推進事業の内訳のほうを書かせていただいております。

この中で財源充当の中で特定財源で2,396万5,000円。このうち、これが塵芥収集手数料の生ごみ処理機に充当しておるほかの分は、この塵芥収集に関する事業のほうに充当しておると、事業の内容としては、可燃ごみの収集運搬業務、それから事業内容のとおりふれあい収集の実施、リサイクル品の収集、展示、引渡しなど、指定ごみ袋製造業務とあと等々のというふうに充当はしておるといふことがあります。

以上です。

○野田委員 今、これでどうこうということをする気持ちはないんですけども、要は、ごみというものは、いろんなところどころで収集してもらっています。雨の降る日なんか、ごみが水にぬれるとそれだけエネルギーというのはすごいかかるわけですね。それだけ、尾鷲市の財源がかかってくるわけですよ。やっぱりある程度将来的な見通しというか、どのようにごみをしていくかということを中心に考えていかないと、無駄な金が計上されて、無意識のうちにどんどん財政的にも足を引っ張る状態になってくるということを入れていかないと、要はごみの収集がいろんなところでされていますので、それが水にぬれて、する、これ1例ですよ。そういうのは、ぬれることによって、燃える燃焼というのは非常にまた高くなるわけです。そうすると、それだけエネルギーを使うということで、そういう循環型の社会を考えるのであれば、尾鷲市もそういう部分にもやっぱり意識していかないと、要は、どれだけ金をつぎ込んでも、いろんな保守の部分でも痛みますし、燃料はたきますしということ、ちょっと具体的でないので、ちょっと僕も言いづらい部分があるんですけども、やっぱりそういうところも、今後、考えていただきたいなと思うんですが、課長いかがですか。

○吉沢環境課長 おっしゃっておることは十分理解します。

それで、一旦、分別の収集とかにもこのお金を投入したことも理解しております。ただ、場所とかで言いますと個々具体的に提供していただいたりとか相談に乗らなければできませんので、そういった案件が今のところないという状況でありますので、予算のほうには反映はしていないということでもあります。

分別、やはり場所をするにしても、いろいろ個々の相談なり何なりこの場所を提供してもらおうとか、そういったことを調整してからでないといけませんので、それ

がちよっとまだできていないということで理解をお願いします。

○野田委員 僕は今すぐここをどうこうじゃなくて、やっぱり将来的な尾鷲のごみというか、焼却の展望として、やっぱりこういう収入の入ってくる部分はそれなりに計画を持って、ごみステーションをつくるとかいろんなことを戦略的に考えていかないと、ビジョンとして、僕は、そういう分では、言葉が悪いかも分かんけど成り立っていかないとしますので、やっぱりそこら辺は十分、将来を見通した尾鷲というものを考えていかなあかんのかなと僕は思いますので、一つそういうことですわ。これはくどく言っても始まりませんので、よろしくをお願いします。

○小川委員 予算書の27ページ、4節のところなんですけど、動物専用焼却場使用手数料22万円ですか、これ犬が100匹、猫70匹と聞いたんですけど、これってまとめて、焼却するんでしょうか、まず。

○吉沢環境課長 まとめてと言いますか、実際、そういう犬が亡くなったとか、持ってきていただいて、それで、それごと、もうまとめてというよりも、そんなに頻繁にはありませんので、1体、1体処理するというように理解しておりますけれども。

○小川委員 いや、伺った話ですと、まとめて焼くような、聞いたんですけども、個別で焼いて……。

最近、猫や犬、飼っている方、動物でも自分の家族みたいな思いがあるということで、骨をやっぱり欲しいという方が結構増えているみたいです。紀北町なんか2基あるのですかね、動物を焼くところ、犬、猫焼くところ、1体5,000円とか結構値段もしますけど、尾鷲市の場合、まとめてじゃないと焼いてもらえないで、骨も取れないというのを聞いたものですから、それ1体、1体、個別でできないのかということをお伺いしようかなと思ひまして。

○西環境課係長 今現在のところ、ストックとして、クリンクルセンターのほうに冷蔵庫を常備しております。動物専用焼却炉もそこまで大きくないので、大型な犬なんかは、それ1匹で焼くことはありますけれども、基本的に冷蔵庫でたまったら、その都度焼いていくというスタンスで、今現在焼却しております。

○小川委員 ということは、申し込めば一体で、個別で焼けて、骨ももらえるということなんですか。

○西環境課係長 灯油の使用料とか、その焼きのことを考えたら、燃料費のほう莫大に上がっていくと思うんですよ。どうしても、これから1匹、1匹で焼けという話になるという方向であるならば、燃料費のほうが上がってきまして、必然と

今の処理手数料である犬1,500円、猫1,000円という処理費用も上がっていくことになりかねないと思いますので、現行のまま継続していければなという考えでおります。

○小川委員　　じゃ、5,000円出しても骨が欲しいという方はやってもらえるのかどうか、副市長どうなんでしょうか、これ。

○下村副市長　　小川委員さん言われるように、今、ペットを大事にされておるといような御時世でございます。

ただ、先ほど担当が申しあげましたように費用対効果等もありますので、条例改正等も含めて、またそうなる焼却場自体をちょっと新設するかどうかというようなことも考えていかななくてはならないということになりますので、今後の課題として、お答えさせていただきたいと思っております。

○小川委員　　副市長、もし分かっておったら、紀北町は幾らでどんなやり方やっておるといふの、もし知っていたら教えてください。

○下村副市長　　紀北町さんには2か所ございまして、2か所ともちょっと犬、猫と10キロ以上、以下というような区分と、それと先ほど言われましたように1匹だけで単独で頼むとなると、1か所のほうで5,000円で実施しておるといふふうに情報は聞いております。

○三鬼（和）委員　　予算書の174、175の委託料で、指定ごみ袋製造業務委託料が1,028万4,000円計上されておるんですけど。

今朝もテレビでレジ袋の代わり、町挙げて、小さい町やったですけど、中学生が新聞でレジ袋を作って、5キロぐらいまで入れるようなやつを作ったらしいんですけど、先ほど資料いただいても、10リットルというのはほとんどつukらないというのがあって、本市においても、あと海洋等でのこのレジ袋の生態系への影響ということがあるといふ中で、レジ袋になるごみ袋をつくるという考えとか検討はされていないんですか。5リットルになるのか、10リットルになるのか、そうであれば、レジ袋をそのままごみにするもので捨てたりとかそういうこともしないで済むし、あと高齢者とか小家族の人だったら、十分それでごみ袋としても、役立つもので、この10リッターのが出ないとなったら、レジ袋化することにより、市内の商店の人全部に協力していただかなくちゃいけないこともあるんですけど、そうすることによって環境問題もクリアできるということもあるので、ぜひ考えるべきやと思うんですけど、どうですか、その辺は。

○吉沢環境課長　　御意見はなるほどと思うところなんですけど、ただいろんな調

整やら何やらという部分がありますので、課題として受け止めさせていただいて、一旦、受け止めさせていただくということで御理解のほどお願いします。

○三鬼（和）委員　　うちの場合は、一応、営業的というのは、ああいったごみも同じように収集するということがあるんですけど、違う地区いくと、ビジネス的なごみは自分と有料で出しておるということがあって、そのときはごみは多いと思うんですけど、これから、やっぱり少子高齢化とか高齢社会になっていくと、1人で出すごみも少ないということがありますので、あと、レジ袋で仮に二つとか三つ使ってしまった場合やったら、それでごみ出せるということもあるので、ぜひ前向きに、次の製造を発注するとか云々のときには、検討していただきたい。当然、これは市内の商店の方も協力してもらわんといかんのですけど、やっぱり、まち挙げて環境問題に取り組むのと、少子高齢化の中で核家族化も進む中では、そういったのも一つの考え方では、まちづくりの考え方ではないかと思うので、ぜひ、前向きに検討していただきたいと思います。

副市長、どうですか、その辺は。

○下村副市長　　すみません、私、今ちょっとレジ袋という発想がなかったので、環境課長が言いましたように、先進地事例等も確認しながら検討していきたいと思っております。

○三鬼（孝）委員　　ちょっと参考までに教えてください。

181ページのクリーンセンター運転管理費の中で、クリーンセンターの包括複数年整備運営管理業務委託料が1億7,820万になっておりますけれども、この金額の中で地元業者にどの程度、仕事というのか業務がいつているのか、分かれば教えていただきたいと思います。

○吉沢環境課長　　申し訳ないです。ちょっとそこはまだ把握、今、手持ちにありません。

○三鬼（孝）委員　　後刻でもいいですから、ちょっと分かれば、資料あれば提出をお願いします。

○南委員長　　もし、発注しておるのが分かる資料、以前、議会のほうへ、陳情が出されて、採択されて、できる限り地元業者のほうに発注を下ろしていただきたいということもお願いしに行ったことがあるんですね、3年ほど前に。その後の進展はないわけですか。課長、そこら辺の把握はされていません。

○吉沢環境課長　　すみません。ちょっと自分は申し訳ないですけど、今、申し上げる程度のものは把握していません。申し訳ないです。

○南委員長　　以前、行ったとき、この中の機械的なことは、いろんな企業秘密のことがあって難しいけれども、例えば、外回りの整備等については、十分外注は可能ですよという返事をいただいた経過があるんですけどね、そういったことも全く把握されていませんか。

○吉沢環境課長　　ちょっと記録がうろ覚えな部分があるんですけどけれども、聞いておるところ、地元にいる研修とか、そういったことができないのかというようなお話は、ちらっとちょっと記憶にあるんですけど、その発注云々に関しては、申し訳ないです、ちょっと今、自分では、分かりかねます。

○村田議長　　これについては、これ、二、三年前やったかな、私もいろんなことで、お願いをして、以前の環境課長がよく知っていると思うんですが、尾鷲市の浄化槽業者、あの業者が、確認はしておりませんが、たしかできる範囲の仕事はいただいておりますということを承知しておりますけれども。

○三鬼（孝）委員　　それで、業務内容については、特許の問題があったり、業者の技術の関係もあると思いますけれども、今、議長が言いましたように業者等もいろんな要望があるわけですから、課としては、これは業者は、クボタ環境エンジニアリングかな。その辺は課から、強力にちょっと要望してほしいですね、委員長。

○南委員長　　そうですね。

（「要望書、来たんですよ。要望書、来たね」と呼ぶ者あり）

○南委員長　　要望書やったかな、陳情書じゃなかったかな。

（「陳情だったよね」と呼ぶ者あり）

○南委員長　　そういったことで、議会としても十二分に了解して、クリーンセンターのほうへ、1回、話しに行ったことがございますので、課のほうとしても、できるだけ地元業者でできる仕事は下ろしていただくよう、最大の努力はしていただきたいと思います。

○奥田委員　　予算書で言うと176、177のところの清掃工場の工事請負費9,736万9,000円。

一つが、2号炉内の耐火物補修工事が8,800万あって、もう一つが破碎機油圧ポンプ更新工事かな、これは936万9,000円ということなんですけど、これ、破碎機油圧ポンプ更新工事が、ここに書いてあるように市内業者による一般競争入札となっています。その2号炉内の耐火物の補修工事が随意契約になっているんですけど、この理由、ちょっと教えてもらえません。

○吉沢環境課長　　2号炉内の耐火物の補修工事については、性能保証とか、あと



は責任分担の話で、いろんな密接に清掃工場の室の中の重要部品でありますので、随契じゃないと難しいという理由で、そこしか、ちょっと性能保証の話とか、その後々、ことが起きたときに責任分担の話とか、そういった関連から随契のほうを予定しております。

○奥田委員 性能保証って分かるんやけど、以前は入札にするんやと言って終わりましたでしょう。それこそさっきのクリーンセンターの話じゃないけれども、市内業者に広く仕事を回していくということを考えたら、随意契約ばかりやっておらなくて、広くしたほうがいいような気がするんやけれども、そうでもないですか。もう、性能保証とかそういうことで、1か所ばかりに偏ってしまうのかな。

○吉沢環境課長 清掃工場については、委員さんも御存じのとおり、もう結構年数がたってきて、性能保証というんですか、修繕をしておる中で、工期等も限られた、二つ炉があるんですけど、限られた炉の中でせなあきませんもので、言うたら性能保証プラスその期間、この限られた工期内でせないかんとか、様々な要素があって、やむを得ないという判断で、こういったほうの形で随意契約のほうで考えておるような次第です。

○南委員長 よろしいですか。

○村田議長 すみません、さっき申し上げたんですけれども、もう少し詳しく申し上げますと、やっぱり業務の中で、尾鷲の業者では対応できないと、許可とか免許を取らないとできないというようなどころもありまして、尾鷲の業者は、それを取るように今努力しておるんです。取っているか、取っていないか、私は聞いておりませんが、ですからそういった方が、何だかんだといわゆる理由をつけて、尾鷲市の業者はちっちゃい仕事しかくれんというようなことなんですよ。ですから、やっぱり内部の業務についても、できる範囲で、やっぱり尾鷲市の業者を使うと、清掃業者もたくさんいるわけですから、その辺のところの話を担当課は話をしてくれるんでしょうけれども、これ課長、なかなか手ごわいですよ、向こう。それは心してやっていかないと、なかなかこれは1回、2回行っただけでは、承知してくれませんよ。

それと同時に、やっぱり地元の業者もそういった資格を取るような努力をしなければいけませんけれども、今現在努力しているんです。だから、これはなければ駄目だ、あれがなければ駄目だといって、臨機応変に考えてくれるところが全くないというようなことがありますから、その辺のところをきちっと担当課として、クボタですか、お話をさせていただくように、ぜひお願いしたいと思いますね。

どうですか、課長。

○吉沢環境課長 議長のおっしゃるとおり、地元業者に配慮せないかん部分は十分理解しております。たまさか、そこら辺はまたできる限りのことはさせていただきたいと思っておりますけど、ちょっと、とても重要なことやと思っております。

以上です。

○南委員長 これ、随契、あと何年あります、契約。あと何年あります。

○吉沢環境課長 クリーンセンターは、あと4年。

○南委員長 4年。

他にございませんか。

○楠委員 予算書の175ページ、委託料、可燃ごみ収集と資源ごみ収集業務委託料なんですけど、この委託料の内容をちょっと確認したいんですけど、どういう委託をしているのか。

○南委員長 何ページ。

○楠委員 175ページ、可燃ごみ収集運搬と資源ごみ収集運搬の委託は、どういう委託の方法しているのか。内容と。

○吉沢環境課長 ちょっと細々した仕様は今手元にはないんですけど、可燃ごみの収集運搬というのは、燃えるごみの収集と運搬です。それから、資源ごみのほうは資源ごみの収集と運搬が主なもので、細々したいつここにしてくれとかいう話もありますけど、そういうことで、お願いします。

○楠委員 じゃ、私は、詳細に聞きたいんですけど、この委託料の中に、車の維持管理とかそういうものが全部含まれているのかどうか。

○吉沢環境課長 契約の中で、経年劣化による部分は、修繕のほうは本市のほうで受けて、それ以外の部分については受託した業者のほうですということになっています。

○楠委員 車検とかそういうものは、全部市のほうの負担で委託の中には含まれていないということですね。

○西環境課係長 車検のほうは、手数料、自賠責、重量税はうちで、修繕料は向こう、受託者が支払うような形になっています。

○楠委員 そうすると、需用費の中の修繕料とはまた別の話でよろしいですか。

○西環境課係長 それは別の話で、需用費の中の修繕料は突発的な修繕とか起こったとき、それが経年劣化であったときに支払う分で修繕料を上げています。

○楠委員 じゃ、突発とそういうものは一応分けているということですね。委託

料の中には含まれているのは、突発の分はあくまでも受託事業者が修理をするけど、それ以外のものは市が修理するということですか。

○西環境課係長 突発的なそれが経年劣化で起きたものかどうか判断しながらの中で、修繕料等の中で支払っております。

○楠委員 基本的な考え方で、その経年だとか突発だとかという修繕を出てきた場合は、市のほうの負担でやって、委託の中に含まなきゃいいんじゃないかとちょっと思うので、その辺考えてください。

次に、先ほど指定ごみ袋の製造委託、一応プリントしたところがくつつかないように、いろいろ工夫されたということなんですけど、この委託の中に、仕様としてちょっと前から、前から、もう相変わらず気になるんだけど、袋が切れやすいんですよ。

その仕様の中に、厚さ何ミリ以上の袋を納入してください、いわゆる同等以上の物を納入してくださいということで、その仕様の中に、そのビニールなり袋の厚さは記載されています。

○畑名環境課長補佐兼係長 厚さにつきましては、零点何ミリごとに額がどんどん違いますので、その部分、厚さの部分については今回は盛り込んでおりません。

○楠委員 盛り込んでいないということ。

○畑名環境課長補佐兼係長 はい。

○楠委員 100円ショップとかスーパーに行っても、0.03ミリとか0.3ミリ、0.025とか、いろいろ記載されていますよね。そういう仕様がないということは、製造の委託ではおかしいんじゃないですか。

○畑名環境課長補佐兼係長 そもそも仕様書には、何ミリと0.003ミリとかあるんですけども、この強化するために、数字を増やしたということはございません。

○楠委員 じゃ、今、何ミリで頼んでいるんですかね。

○畑名環境課長補佐兼係長 同じように0.003ミリで。

○南委員長 挙手をして教えてください。

○畑名環境課長補佐兼係長 すみません、委員長、0.003ミリです。

○楠委員 ということは、今、0.003ミリのことで、発注をされているのであれば、納品の品物というのは、いわゆる市が発注する場合は、全ての製品、何でもそうですよね、厚さにしても何にしても、同等以上ということですから。0.03ミリ以上ある品物が納入されているということによろしいですか。

○畑名環境課長補佐兼係長 以上というよりも、0.003ミリJIS規格以内ということで、発注しております。

○楠委員 0.03ミリJIS規格以内、以内ということは、JIS規格に適合していれば0.01でもいいわけ。

○畑名環境課長補佐兼係長 0.003ミリというふうに、こちらとしてはお願いしております。

○楠委員 JIS規格で、規格の品物というのは、0.03ミリでも、0.05ミリでもいいですよ。

(「0.0やない、0.003や」と呼ぶ者あり)

○楠委員 0.03か。

(「003や」と呼ぶ者あり)

○楠委員 基本的にJIS規格は分かるんですよ、何でもJIS規格とか、JAS規格とか、今、JASはないのかな、それ以上の品物が納品の対象ですよ。役所って、じゃ、仮にこのボールペンなりシャーペン買うのに、同等以上のもので発注するわけでしょう。そうしたら、インクが出ないやつでも入ってきたら検査合格しないじゃないですか。だから、そこなんです。私が心配しているのは、いつも何か牛乳パックとかちょっと角がかかるとびーっと切れちゃったりするから、その0.003ミリの品物をちゃんと検査してみて、検品しているのかということなんです。

○畑名環境課長補佐兼係長 検品につきましては、各サイズごとに何十箱の一つ検品を行っております。

○楠委員 その結果はちゃんと保存されているわけですかね、じゃ。

○畑名環境課長補佐兼係長 そうです。はい、あると思います。

○楠委員 されている。じゃ、それまた今度見せてください。

次に、177ページ。

これ、予算のことなんで大事なことなんで、無駄遣いしてはいけませんからね。よく聞いていてくださいよ。

○南委員長 はい。

○楠委員 177ページの委託料、一般廃棄物処理施設維持補修工事設計施工管理業務委託料、これ工事費がちょっと下がっているのに、前年度より倍になっているのはどういう意味なのかちょっと教えてください。

○西環境課係長 先ほどの委員から質問の中の項目であります、通常のコンサ

ル業務を行っておりますが、今回は精密機能検査という廃掃法施行規則第5条に、3年に1回やらないといけないという規定がありまして、それに当たりますので、3年目に当たる来年が、ごめんなさい、精密機能検査分に約250万ぐらいが加算されております。

○楠委員 加算されるって、ちょっと私もちょっと分からないんだけど、この管理業務委託って、ふだん管理しているんだったら、基本的にいきなり倍になるんじゃないかって、プラスアルファぐらいで済むんじゃないですか、ずーっと管理しているんだから。その手続上の話は確かにあるとは思いますが。

○西環境課係長 先ほど言いましたんですけれども、廃掃法施行規則第5条精密機能検査、これを詳しく言うと、ごみ焼却施設は、これらの施設の機能を保全するため、定期的にその機能状態、耐用度合い度等について精密な検査を行うようにしなければならないと明記されております。3年に1回行うことや、また精査を執行する者は、公平性の面から、建設、設置、または改善、修復を行った施工業者以外の第三者が行うということが望ましいと、そのために一般廃棄物処理施設に熟知している一般財団法人のコンサルタント協会に加盟しているコンサル業者で、通常の精査プラスこの点検を来年度させていただくという形では取っております。

○楠委員 もう一点、主要な施策の予算概要で41ページ、浄化槽の件なんですけど、これ毎年、毎年同じような数字で上げてきているんですけど、これ新設のほうはあれですよ、11万円ずつで、市も11万円余分に出しているのかな、実際、ですよ。というのは、ちょっと比較するのは失礼かもしれないけど、ほかの市町見ると、もう基本的には、11万が二つで22ぐらい、新設についてはね。新しく造る家でくみ取りする人はいないと思うんですけど。今後、まだ、これからまだ、既存の住宅でも、くみ取りとか単独の住宅が結構多いと思うんですよ。やっぱり環境汚染とかそういうものを考えていくと基本的に新築のほうではなくて、そのくみ取りとか単独のほうに補助を厚くするとか、そういう工夫をしたほうがいいんじゃないかなとちょっとこれ提案なんです。というのはね、市長もちよくちよく言っていますけど、尾鷲市に住んでほしいと、住宅があっても、前も私言っていますけど、くみ取りだといやだって、都会の人はもう特にそうだと思うんですけど、それであれば、そういうトイレを改装して住めるようにする。定住、移住を促進するというのに、少しシフトしたらどうなんだろうかな。毎年同じことをやっていて、何の進歩もなく、進化もなければ進歩もないと。これ、一番駄目なんです、行政でやったら、言っておきますけど。毎年、毎年、PDCA、評価、反省してやっ

ていかないと。補助対象だから、補助事業でお金が出るにしても、いわゆる将来、尾鷲市のために、あるいは環境保全のためにどうするかというところをしっかりと考えて、いつもこの事業内容に、同じようなことを書いているんだったら、行政って何も進化していないんですよ。それは首長が考えるかどうかは別にしても、そういうところをしっかりと考えた上で、浄化槽の補助そのものを削るのではなくて、くみ取りとか単独のほうに力を注いで、生活環境をよくするという発想って出てこないですかね。ただ設置を促進するなんていうのは、誰でも言えるでしょう、目的なんか。一番大事なことでしようというの、職員の皆さんが考えて、それを市長に進言して、もう変えなきゃ駄目なんですというぐらいの気持ちでいかないと、ちって、市長がうるせえなと言っても、何だうるせえなと言いつつぐらいの気持ちで仕事をしないと何も変わらない、分かりますということで、市長、ちょっと、浄化槽の、今質問したんですけど、いつも、いつも新設には、満期で出すんですけどこれからは、尾鷲に定住、移住を考えると、くみ取りとか単独槽を持っている空き家のところで住みたいという人がいたら、そういうところに浄化槽の補助をしたらどうですかということで、今、新年度の予算ですぐ無理なので、今後どう考えるのか、その辺の考え方を教えてください。

○南委員長 分かります、市長。

○加藤市長 この浄化槽の話は、以前から御議論いただいて、どうあるべきか、その前提として、要するに、国からの、県からの補助金これが変更になったということで、ここで一旦、ほかの市町も同じように足並みそろえていいんじゃないかというようなお話もいただいたり、この辺のところは、まだちょっと今、協議中というのは、どうすればいいかというのはまだ結論に至っていないわけなんですけれども、さっきおっしゃったように、やはり私個人的には、やっぱり個人的には皆さんもそうなんだろうけれども、トイレとかそういったものについては、本当にきれいであって、清潔であってというそういう気持ちはあります。そういった中で、特に、出張所管内のほうに行きますと、結構たくさんのかみ取りとかそういったあれもあると思います。

この辺のところ、本来であれば、昔で言う水洗トイレとかそういった形の中で、浄化槽をあれするべきだと思うんです。そうしたほうがいいんじゃないかという思いはあるんですけども、さっき委員がおっしゃっていただいた話をちらっと、ポイントだけは一応環境課長からお話、聞きましたので、そういったことも含めて、うまく国の補助金もうまく活用しながら、それで現在の合併処理浄化槽、どうある

べきなのかということについても、やっぱりトータルでやっぱり検討しながら、進めていきたいなと思っているんです。ですから、御意見としては拝聴させていただきたいと思っております。

- 奥田委員　　今の話、市長ちょっと勘違いしているんじゃないかと思うけれども、これから補助金の動向、国からなどの勘案してということでは言われませんでしたっけ。言われたよね。これは、もうでも、実は、これ御存じないのかもしれないけれども、平成25年やったと思いますけど、これ、国、県からの補助が減った、あれ県がなくなったんだかな。

（「県がなくなった」と呼ぶ者あり）

- 奥田委員　　県がなくなった、新設に対してなくなったんですよ。そういう経緯があったんです。そのときに、熊野市や紀北町は、そのまま33万2,000円あって、その減った分を補助はしなかったんです。尾鷲市だけが、尾鷲市だけというのはあれやけれども、熊野市と尾鷲市と紀北町で見ると、尾鷲市だけが33万2,000円、もう出してやれやという話、あのときもう議会もそうやって言うたんじゃなかったかなと思うんですけど、皆さんが。岩田市長のときに、この減額された分は市がもう持ちますよと言って、いろいろそのときいろいろごちゃごちゃあったもので、いろんなことが、多分、それで岩田市長、そういう方針で33万2,000円出しますというふうにしたんだと思うんですけど。

ただ、もうこの新設というのは、もう義務、義務やもん、今、楠さん言われたのは義務やもんでね。これもう、新設のときはつけなあかん、浄化槽はつけないかんもので、だもんで、そういう意味で国や県もその補助を減らしてきておるわけですよ。だから、これから国が補助してくれるわけじゃないんですよ。だから、そこはちょっと勘違いだと思うんやけれども、じゃないですか、国の補助というのが。

- 加藤市長　　奥田委員のおっしゃるその中身というのは理解しています。県のほうがこれがなくなったからということ、要するに、今、だから私申し上げたの、今の合併浄化槽を、どう、今のままの状態が続けていくのか、国から補助金出ていますから、それで尾鷲市も出している。県は確かなくなったと。その分を今継続していくのか、あるいは、もう一切、熊野市と同じようにするのかということは、今後協議していかなきゃならない。一方で、要するにくみ取り云々の話についても、やはりそれをどういう形で、単純に言ったら、トイレをきれいにするのはどうしたらいいのかというような話だと僕は思っているんですよ。それを、今後、非常に私としては、大事なお話でもあるし、これをどうしていったらいいのかということは、

まずはやっぱり検討していかなきゃなんないんじゃないかなと。確かに、基本的にはやっぱりトイレというのは、ためておくんじゃないしに流したほうが、これはきれいですよね。それが今の状況の中で、周辺地区、出張所管内には、結構そういう状況、尾鷲でも結構あると、これをどうしていくのかというような、非常に大きな課題の一つじゃないかなとは思っております。

○奥田委員　あまりくどくど言うつもりはないんですけど、ちょっと市長と会話がいつもかみ合わないもんで困るんやけれども、単独浄化槽からの合併浄化槽の転換、それからくみ取りからの転換とか、それ、転換はいいんですよ、この補助は、やっぱり、今議論になっているのは新設の部分、新設の部分まで、そこまで尾鷲市だけ、今、財政難の中で、新設、これ義務な中で尾鷲市がいつまでも、これは33万2,000円を補助しているということに対して、どうなのかなということやと思うんですけどね。楠さん言われているのは。ちょっと市長とかみ合わないんで、いいです。いいです。

○下村副市長　補助金自体も含めて、やはり、周知期間というのも必要になってきますので、その辺も含めて検討させていただきたいと思います。

○村田議長　今、奥田さんが言った経緯はそうなんですけれども、市長、これやっぱり方針の問題ですから、今からこうしていくんだという方針の問題ですから、それはいろんな補助制度とかいろんな絡みありますよ。それは中身の検討をしなきゃいけませんけれども、方向性としてはこういくんだということを示してもらえばと思うんですけど、その辺はいかがでしょう。

○加藤市長　要は、議長、浄化槽は、この合併浄化槽のあれをどうするのか。今の現状のままでいくのか、やっぱり、これは方針というのは、ちょっと私も悩んでおります。どういう形でいけばいいのか。今のままでいったらいいのか、あるいはもうぱっと変えてしまうのか、これはもうちょっとやっぱり議論させてください。これ、ちょっと去年ぐらいからそういう問題が、前から私が市長になったときから、盛り、あれしたんですけれども、去年ぐらいから結構議論していますので、もうちょっと、その辺のところを判断するというのは非常に難しいんじゃないかなと、方針も立てて、迷っています。

○南委員長　関連してですか。

○高村委員　関連して。

○南委員長　議長。

○高村委員　議長か。



○村田議長　　今の続きやもんでね、すみません。

○高村委員　　一般質問したもんでね。

○村田議長　　それは後で言うてください。

市長、やっぱりそれはそうなんでしょう。それはそうなんでしょうけれども、先ほど楠委員も言われたように、尾鷲市のいわゆる取組、尾鷲市をどう改革してやっていくのかといった取組の中に、やっぱり移住、定住の問題なんかもあるわけなんですよね。そういったことも総合的に考えて、予算的にこうなんだということよりも、そういったことも全部バランスを取れた総合的に考えて判断をしていただきたい。今、ここで表明しろとは言っていないけれども、ぜひとも、そういう方向性を考えていかないと、やっぱり尾鷲市は乗り遅れてしまうような気がしますので、ぜひ、お考えをいただきたいと思いますね。

○加藤市長　　方針は、今現在ではどういう方向でいくのかということについてはお示しできませんけれども、やっぱりこれは大きな課題として、どう進めていくのかということは検討させていただきたいとこのように思っております。

○高村委員　　私は、元気なとき一般質問をして、そのとき竹平課長やったと思うんさ。ええ返事をいただきましたよ、それで、年間400万ぐらいの予算が浮いてくるので、ぜひ考えようといった一般質問でした。別に金持ちの市やったら、少々構わんのですよ、それでも、みんな、お金がないとか、えらいとかいう話ししておるもので、こういう熊野やとか紀北町はやめておるのを尾鷲市もええことは真似せいという意味でして、そのときの竹平課長は前向きにやると言いよったんやで、それを、それから大分たちますよ。ぜひとも、市長さん、聞いて。

○加藤市長　　この辺のところは、足並みをそろえるのか、うちが進んでいるのか、うちが遅れているのかというのは、一つのいろんな事例をしますので、たくさんあるわけなんですよね。例えば、この尾鷲市と熊野市と紀北町で尾鷲市が進んでいる分は何なんですか、遅れている分は何なんですかという。もうそんな問題がたくさん抱えていることは事実なので、なるべく、だから歩調は合わしていくべき、少しづつはやっているんですけども、逆の場合についても、どうなのかということについては、やっぱりこれは一つ一つ検討していかなきゃならない中身だと思っております。

○三鬼（和）委員　　関連してなんですけど、これ主要施策の予算概要の中には、市長あれなんですわ、くみ取り9基と単独5基を5人槽でいくと合併浄化槽にしていくという事業も、現実、組んであるんですわ。

楠委員が聞いたのは、もっと移住、定住を進めるのであれば、くみ取りなんかの枠をもっと増やすべきじゃないかということ、具体的にこれはもうやっておりよるで、このままやっていただいたらいいと思うんです、いつまで市の持ち分ということもあろうかと思うんです。ただ、周辺部に関しては、だんだん、だんだんというかあれで、技術的に難しいところはあるかと思えますけど、移住、定住を考えたりとか、古民家、今の古民家とかとするんやったら、現状、既存の家屋のくみ取り方式のやつをもっと予算を柔軟性にするという考えはないのかということ聞いたと思うので、ちょっとあれだと思えますけど。

○吉沢環境課長 申し訳ないです。三鬼委員のおっしゃっておるとおり、この、もともとその新設とそれから配管撤去、転換というのは補助要綱のほうでありますので、それで、予算づけするのに、見込みの数量をはじいてこういう事業なりの積算をしていますので、ここでは柔軟的に、もちろん転換が起こったら、速やかに対応するとかをやっていきます。

それから、御意見としていただいた部分の、さらにもっと力を入れたらどうかというのは、高村委員さんおっしゃっておったことも、市長のほうも分かっておりますので、そのことも踏まえて議論をして、一定の方向性を出していくような形で考えておりますので、よろしくをお願いします。

○南委員長 じゃ、よろしくお願いたします。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、当初の審査を終わりたいと思います。

報告事項が1件あります。

○吉沢環境課長 すみません、報告事項、2件ございます。

1件ずつ申し上げます。

災害廃棄物等の処理に関する基本協定について御報告のほうさせていただきます。委員会資料の22ページのほうを御覧ください。

こちらの内容のとおり、本市におきましては南海トラフ地震などの発生が危惧されており、避難時に発生する災害廃棄物の適切かつ迅速な処理を行うことを事前準備する必要があります。

先般、本市の焼却残渣などの最終処分を委託している伊賀市の株式会社三重中央開発から、災害廃棄物処理関連の協定について申入れがありました。

協定の内容は、災害廃棄物処理を円滑に実施するための計画等の策定及び策定支

援、災害廃棄物等の撤去、積込み、収集運搬に関する事、災害廃棄物等の処分に  
関することなどあります。

大規模な災害時には大量かつ様々な種類の災害廃棄物の発生が見込まれ、阪神・  
淡路大震災以降、被災後の早急な復興のためには、災害廃棄物の迅速な処理が求め  
られております。通常時の一般廃棄物処理のみでは対応ができないことは明白であ  
ります。

そのため、本市の清掃工場の最終残渣の処理など、廃棄物の処理を委託している  
三重中央開発の親会社の大栄環境株式会社と災害廃棄物の処理に関する基本協定を  
締結する方向で現在調整を行っております。

大栄環境株式会社の会社概要はこちらに記載のとおりです。

締結日等については4月以降の予定で現在調整中であります。

資料の23ページのほうを御覧ください。

こちらは基本協定書の案であります。

第3条を御覧ください。

本協定を締結することで被災時にはこの1号から5号のとおり、災害廃棄物等の  
処理支援について協力要請ができることとなります。

第4条のとおり災害廃棄物の処理支援について協力をしてもらえることになりま  
す。

その他の規定内容は記載のとおりでありますので、後ほど御参照をお願いします。

資料の26ページのほうを御覧ください。

これは、大栄環境グループの基本協定の締結状況であります。

記載のとおり、これまで121か所の団体が、同社と基本協定を締結しておりま  
す。三重県内でも、熊野市、伊賀市、南伊勢町等8団体と既に基本協定を締結して  
おり、同社は大規模な災害が見込まれる団体を中心に、協定支援の申入れを行って  
おり、今回の尾鷲市への申入れも、東南海地震などの発生見込みなどを勘案してで  
の申入れになります。

資料の27ページのほうを御覧ください。

大栄環境グループの沿革であります。

御覧のとおり、大栄環境株式会社は、設立以降廃棄物処理及び関係事業を、関西  
方面中心にグループ会社で行っております。大量で様々な種類のごみの発生が見込  
まれる災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理するためには、相当程度の施設やネット  
ワークが必要であり、同社はこれまで阪神・淡路大震災をはじめ、日本各地の様々

な災害時の処理実績やノウハウがあります。そういったところから、万一の被災時に迅速かつ適切に復興を行うため、本市も基本協定を締結する方向で現在調整中があります。

災害廃棄物については以上です。

もう一件、委員長。もう一件、報告させて……。

○南委員長　　もう一件、併せて。

○吉沢環境課長　　先般、3月8日月曜日、本課の公用車が、本課の車庫内で自損事故を起こしてしまいました。申し訳ありません。その事故報告をさせていただきます。

委員会資料29ページを御覧ください。

事故の発生状況であります。

事故の発生日時は、令和3年3月8日月曜日午前8時55分頃であります。

発生場所は尾鷲市環境課クリンクルセンターの車庫内です。

事故車両は本課の公用車エスクード、修繕費用は14万9,281円の見込みで、支払いのほうは全国市有物件災害共済会のほうで対応予定であります。

事故の概要は記載のとおり、バッテリー上がりした軽トラックのエンジンに接いで、ブースターで始動するため、エスクードで横づけしようとしてバックにて車庫入れを行おうとしたところ、バック中に前方から車両が来たことなどから慌ててバックをし、車庫のコンクリート柱に車両右後ろ部分が接触で損傷をいたしました。

事故の原因は、不注意としか言いようがありません。

令和3年度はバキューム車の事故2件に続き、3件目ということになりました。何度もこのようなことになり、誠に申し訳ありません。

今後も事故防止のために、ミーティング等定期的に、さらに密に行い、意識づけを行うほか、総務課とも相談し、安全講習研修など事故防止を徹底していきたいと考えております。誠に申し訳ありませんでした。

○南委員長　　起きてしまったことは仕方ないんやけれども、ちょっと数が多過ぎるな。十分注意をして運転してもらわんことには、あまりにもちょっと、間髪を入れずにこういった事故があるということで、委員会として注意をいたします。

○三鬼（和）委員　　この基本協定書なんですけど、これはあれですか、引き取っていただくという確約というのを取れるわけなんですけど、費用とかそういった面に関しては、また別途設定するということ。

○吉沢環境課長　　協定書の中にもありますとおり、その場合には費用が発生いた

します。その場合には協議をしていただくということで。

○楠委員 すみません。第12条、規定のない事項の取扱い、新規則になると思うんですけど、今のお話で、これからかかった場合のお金の話とか出てきた場合には、必要に応じ甲乙協議の上解決するものとするとなっているんですけど、ここにちょっと一文、甲乙協議の上、誠意を持って解決するぐらいの気持ちを入れたほうがいいんじゃないかと思うんですけどね。いかがでしょうか。

○吉沢環境課長 この基本協定書は、既に121か所、同じ文面でなっていますので、そこら辺ちょっと株式会社大栄環境さんとの話になると思うんですけど、基本的にこれで行かせていただきたいというふうに考えております。

○三鬼（和）委員 参考までに、県は、こういったこの業者とは、そういったバックアップするとかそういったような協定はないんですか。

○吉沢環境課長 委員会資料の26ページのほうに、現在、大栄環境グループと締結をしている市町が載っております。

県については、今のところこの中身を見る限りにおいてはならないような形を理解しています。

○南委員長 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 それでは、ないようですので、環境課を終了します。

朝早くから御苦労さんでございます。

終わります。

（午後 4時41分 閉会）